



あるということを私どもはまず第一にこの強く認識して、これが將來の完全活用というものをわれく漁民自身の自主的な能力によつて決定して行こあります。さような意味におきまして、いろいろとこの協同組合法の内容につきましては不備な点もあり、不満な点多々あるのであります。ただそがたちにもつて漁民の將來の活動意欲というものを束縛するものではない、そのような大前提のもとに置いて、多少の不備不満といふものはこの際國會議員各位の熱意ある修正にゆだねて、これの急速な審議御決定をお願いしたいと思うのであります。ただその際におきまして、これは現在の問題といたしましても、將來の問題といつても、特に御注意を喚起しておきたい。同時にこれはまたわれく漁民の不退転の決意によつて、あくまで将來の漁民自身の理想的な協同組合としてこれを発展向上せしめていくとの理想として、一應私どもの考えておられます。これはお断り申し上げまするが、淺原一個の私的見解にすぎないのであります。学校に集まつておりまする各地方漁村の純真な青年の意向をとりまとめて、私が代弁するものであるということを御了承願いたいと思うのであります。

今度の協同組合法の全体的な感じと申しまするか、そのようなものをあらゆる点から検討して結論づけてみます。これを大きくわけまして、資本的な漁業者ためと、もう一つは

漁業労働者的な一つの考え方と、この二つの点から今度の協同組合法が立法化されているといふのは、いが濃厚なのであります。そうしまして日本漁業の構成の絶対的歴史的基盤であります。さような意味におきまして、いろいろとこの協同組合法の内容につきましては不備な点もあり、不満な点多々あるのであります。ただそがたちにもつて漁民の將來の活動意欲というものを束縛するものではない、そのような大前提のもとに置いて、多少の不備不満といふものはこの際國會議員各位の熱意ある修正にゆだねて、これの急速な審議御決定をお願いしたいと思うのであります。ただその際におきまして、これは現在の問題といたしましても、將來の問題といつても、特に御注意を喚起しておきたい。同時にこれはまたわれく漁民の不退転の決意によつて、あくまで将來の漁民自身の理想的な協同組合としてこれを発展向上せしめていくとの理想として、一應私どもの考えておられます。これはお断り申し上げまするが、淺原一個の私的見解にすぎないのであります。学校に集まつておりまする各地方漁村の純真な青年の意向をとりまとめて、私が代弁するものであるということを御了承願いたいと思うのであります。

今度の協同組合法の全体的な感じと申しまするか、そのようなものをあらゆる点から検討して結論づけてみます。これを大きくわけまして、資本的な漁業者ためと、もう一つは漁業労働者的な一つの考え方と、この二つの点から今度の協同組合法が立法化されているといふのは、いが濃厚なのであります。そうしまして日本漁業の構成の絶対的歴史的基盤であります。さような意味におきまして、いろいろとこの協同組合法の内容につきましては不備な点もあり、不満な点多々あるのであります。ただそがたちにもつて漁民の將來の活動意欲というものを束縛するものではない、そのような大前提のもとに置いて、多少の不備不満といふものはこの際國會議員各位の熱意ある修正にゆだねて、これの急速な審議御決定をお願いしたいと思うのであります。ただその際におきまして、これは現在の問題といたしましても、將來の問題といつても、特に御注意を喚起しておきたい。同時にこれはまたわれく漁民の不退転の決意によつて、あくまで将來の漁民自身の理想的な協同組合としてこれを発展向上せしめていくとの理想として、一應私どもの考えておられます。これはお断り申し上げまするが、淺原一個の私的見解にすぎないのであります。学校に集まつておりまする各地方漁村の純真な青年の意向をとりまとめて、私が代弁するものであるということを御了承願いたいと思うのであります。

今度の協同組合法の全体的な感じと申しまするか、そのようなものをあらゆる点から検討して結論づけてみます。これを大きくわけまして、資本的な漁業者ためと、もう一つは漁業労働者的な一つの考え方と、この二つの点から今度の協同組合法が立法化されているといふのは、いが濃厚なのであります。そうしまして日本漁業の構成の絶対的歴史的基盤であります。さような意味におきまして、いろいろとこの協同組合法の内容につきましては不備な点もあり、不満な点多々あるのであります。ただそがたちにもつて漁民の將來の活動意欲というものを束縛するものではない、そのような大前提のもとに置いて、多少の不備不満といふものはこの際國會議員各位の熱意ある修正にゆだねて、これの急速な審議御決定をお願いしたいと思うのであります。ただその際におきまして、これは現在の問題といたしましても、將來の問題といつても、特に御注意を喚起しておきたい。同時にこれはまたわれく漁民の不退転の決意によつて、あくまで将來の漁民自身の理想的な協同組合としてこれを発展向上せしめていくとの理想として、一應私どもの考えておられます。これはお断り申し上げまするが、淺原一個の私的見解にすぎないのであります。学校に集まつておりまする各地方漁村の純真な青年の意向をとりまとめて、私が代弁するものであるということを御了承願いたいと思うのであります。

今度の協同組合法の全体的な感じと申しまするか、そのようなものをあらゆる点から検討して結論づけてみます。これを大きくわけまして、資本的な漁業者ためと、もう一つは漁業労働者的な一つの考え方と、この二つの点から今度の協同組合法が立法化されているといふのは、いが濃厚なのであります。そうしまして日本漁業の構成の絶対的歴史的基盤であります。さような意味におきまして、いろいろとこの協同組合法の内容につきましては不備な点もあり、不満な点多々あるのであります。ただそがたちにもつて漁民の將來の活動意欲というものを束縛するものではない、そのような大前提のもとに置いて、多少の不備不満といふものはこの際國會議員各位の熱意ある修正にゆだねて、これの急速な審議御決定をお願いしたいと思うのであります。ただその際におきまして、これは現在の問題といたしましても、將來の問題といつても、特に御注意を喚起しておきたい。同時にこれはまたわれく漁民の不退転の決意によつて、あくまで将來の漁民自身の理想的な協同組合としてこれを発展向上せしめていくとの理想として、一應私どもの考えておられます。これはお断り申し上げまするが、淺原一個の私的見解にすぎないのであります。学校に集まつておりまする各地方漁村の純真な青年の意向をとりまとめて、私が代弁するものであるということを御了承願いたいと思うのであります。

今度の協同組合法の全体的な感じと申しまするか、そのようなものをあらゆる点から検討して結論づけてみます。これを大きくわけまして、資本的な漁業者ためと、もう一つは漁業労働者的な一つの考え方と、この二つの点から今度の協同組合法が立法化されているといふのは、いが濃厚なのであります。そうしまして日本漁業の構成の絶対的歴史的基盤であります。さような意味におきまして、いろいろとこの協同組合法の内容につきましては不備な点もあり、不満な点多々あるのであります。ただそがたちにもつて漁民の將來の活動意欲というものを束縛するものではない、そのような大前提のもとに置いて、多少の不備不満といふものはこの際國會議員各位の熱意ある修正にゆだねて、これの急速な審議御決定をお願いしたいと思うのであります。ただその際におきまして、これは現在の問題といたしましても、將來の問題といつても、特に御注意を喚起しておきたい。同時にこれはまたわれく漁民の不退転の決意によつて、あくまで将來の漁民自身の理想的な協同組合としてこれを発展向上せしめていくとの理想として、一應私どもの考えておられます。これはお断り申し上げまするが、淺原一個の私的見解にすぎないのであります。学校に集まつておりまする各地方漁村の純真な青年の意向をとりまとめて、私が代弁するものであるということを御了承願いたいと思うのであります。





二通りのものにしていただきたい。基本的問題としてまずかのように申し上げておきたいのです。それではどうしてそんなことを申し上げなければならないかと申しますと、海のものは非常に大きな資本家もある。それに反して川のものはきわめて小さなものである。まるで大資本の大工業と、家庭工業と申しますか、内工業といふ程度に違うのではないかと思う。また同じ國を構成する上におきまして、土地と水がある。その土地の利用の面について立法されておるのは、普通漁業に関しては、いわゆる漁業法がある。垂糸に関しては垂糸法があり、山に關しては森林法があり、あるいは鉱山に関しては鉱業法があるというように、土地に関しては必要な立法がされ、その上にそれらのものができ上がつておるのであります。しかるに水の関係におきましては、今申し上げましたように、どんな大きなものでも、小さなものでも一緒にして、一本の規則が制定されておるというところに大きな矛盾があるのであります。ですから漁業法の中においては、第三十五条の任期の関係をもつと長く第三十五条の任期の関係をもつと長くしまして、一年や二年でみたがこの人は二年、三年やらすべきじゃないだから改選の要求をする道を與えるといふふうなことになつて行かなければ首尾一貫いたさないのじやないか、かように思ひます。

もう一つ、事務的の事柄であります。第三十八條において、通常会を開かなければならぬことになつて行かなければ首尾一貫いたさないのじやないか、かように思ひます。そしてその通常会においては何々の事項を議決しなければならないというふうなことを認めていただきたい、こういうふうに定めています。そこでその通常会においては、河川漁業といふ内水面漁業について、省令なりあるいは別な方法によつて例外規定をお設けになることがあります。ありますから第十七條においては実際問題として、その一号、二号の條件がありますけれども、うち左の條件のすべてを備えたものでなければ漁業を営むことができないというところに、「一号から六号に至る」といふふうな條件がありますけれども、かような條件は、河川の漁業組合としては実際問題として、その一号、二号においては五十号、六号というふうなものであります。ありますから漁業法の制定に際しましては、はつきりとこれを認めさせていただくことをお願いいたしたいと思ひます。

次に第三十五條に参りまして、役員の任期の問題がございます。ここで改正案におきましては、役員の任期は一年とする、但し定款で「一年以内まで」を認めさせていただきます。そこで第三十五條に参りまして、役員の任期がどうなっているのか、それを主としていわゆる漁業行政の事柄をきめただけで、漁業の実体には少し触れておらないと考えるのであります。また今年度は、水産業協同組合の問題も、そういうことを前提としたとして、すみやかにこれが制定され、実施される場

合においては、その不利、不便を忍んで、私どもはもちらんこれを円満に遂行して行く覚悟は持っておりますが、こういう大きな点に御注意願つて、家庭漁業者とも言うべきそういう小さなものを行くべき道を、正しく導くようにしていただきたいと思うのであります。かようなことを前提とした三の條項について希望しておきたいと想ひます。

水産業協同組合法の第十七條の問題であります。が、今申し上げましたようないくつかの条件とともに考へますと、第十七條の前提のもとに考へますと、第十七條において、漁業を営む場合、組合員のうち左の條件のすべてを備えたものでなければ漁業を営むことができないというところに、「一号から六号に至る」といふふうな條件がありますけれども、かような條件は、河川の漁業組合としては実際問題として、その一号、二号においては五十号、六号というふうなものであります。ありますから漁業法の制定に際しましては、はつきりとこれを認めさせていただくことをお願いいたしたいと思ひます。

それから第五十二條に参りまして、総代の定数の問題であります。総代の定数は、今度は二百人越えた場合においては五十人以上でなければならぬということをここに限定的におきめています。それから第五十二條に参りまして、総代の定数は、今度は三百人越えた場合においては三百人以上でなければならぬということをここに限定的におきめています。

○西村委員長 楠君に御注意申し上げます。協同組合法に関する本日の議題外の公述は他の機会にお譲り願いたいと思います。

○楠公述人 それでは今の漁業法の問題には触れませんが、とにかく先刻申し上げたように、小さなものと大きなもの、また種別の違つたものが一緒に

なつておりますから、今後における立法の際においては、この面を特に御考慮ください。別な方法によつて提案をしていただきたい。このことを一言終りにお願いしておきます。

○西村委員長 午前の会議はこれをもつて閉じます。午後は一時より会議を続行いたします。

午後零時八分休憩

○西村委員長 たいへんにお待たせいたしました。これより午前に引続き水産委員会公聽会を開会いたします。

まず工藤重男君の公述を求めます。

○工藤公述人 私は漁業協同組合結成促進協議会の工藤重男でござります。

この水産業協同組合法案は、私の記憶

に間違いかつたならば、第二十回並びに第二十六回の対日理事会におい

て、世界史的角度において今後のわが國漁業のあるべき姿を論議された線

と、かつまたボッダム宣言によつて要求されているところの線とはなはだしく距離のある法案だと思う。かつまた現在の漁民が要求しているところの法案は、かかる法案ではなくして、現在最も苦しんでおるところの資材と資金、そういう方向から解決してくれるであろうところの協同組合法案を望んでおるのであります。しかるにこの法案はそういう方向からおよそ距離のあるもので、距離のあるといふよりもむしろ離れておりまして、條を追うてこれから指摘して参りますが、全然漁民の要求は法案とは違ひ、かつまた指摘される最も大きな点は、各官廳のセクションナリズムに陥つたところのものがあります。これだけ述べて逐條に入つて行きたいと思います。

法案の第一條、第二條、これさえ見てもすでにその点がうかがわれるわけがあるのであります。すなわち先ほどから公述であります。なほ先ほどから公述にしばり言われたごとく、当局案によれば二系五種類の組合を考えているわけですが、第一番に加工業。

この問題だけでも指摘できると思います。加工業の場合だと、これは水産に入れてよいかどうかということは別問題だと思ふのであります。これは商工協同組合法の第一條、第二條をめぐつても指摘できると思います。商工協同組合法の第一條には、商業、工業、鉱業を営む者が商工協同組合法によつて利益を得られる。こう言つておる。しかもまた水産業團体もこれに加入できるということになつております。各縣から出ている漁業者並びに地方にある民主團体が、加工業を水産協同組合に入れてはいけないと主張し続

これに盛つたかということとは、これは各位にぜひ聞いていただきたいのであります。が、各縣水の課長並びにおそらく各地方の大きな加工業者の切なる願いであつたであらうと思うのであります。つまり具体的に言いますと、縣水産課において予算が減るということ、水産加工業者が商工省に取られて行けばそれだけ予算が減るということか

と思います。こういう官廳の争いの具揃できるのであります。次は最も基本的な大きな問題だけ拾つて行きたいと思います。最も大きいのは先ほど言われた生産組合だらうと思ひます。この生産組合は、私が胸頭に言つたごとく、基本的な問題として、やはり勤労漁民の組織に対する漁業権を解放し、そしてその組織に國家からの資力、資金、資材を與えるということによつて、この生産組合とどうなものが協同組合と同性格であります。なほ、当局案に

あるならば、これは確かに第一條の目的に掲げる漁民の社会的経済的地位の向上をはかるものと言ひ得ると思うのであります。しかしこの生産組合といふものは——だん——解れて参りますが、すでに現在のわが國經濟の段階が高高度的危機にあつて、その圧力が漁業に影響して参ります。たとへば、中小商工業、すなわち農業、漁業といったもの

再編成過程にあることです。もつとわかりやすく言えば、中小商工業類、すなわち農業、漁業といったものを協同組合によつて組織しておいて、

の北海道の春にしんにおいて、にしん金として留萌で拓銀から一千五百万円の金を借りておつたわけですが、にしんの不漁のために漁業資金が返納できず、これは中金から借りることがであります。なおかつ最も矛盾だと思うのは、なほ先ほど言ひました通り、漁業の連合会の規模においてもしかり、それから第十七條における独禁法との関係においてしかり、全然協同組合の連合会の規模においてもしかり、これが第八十七條の協同組合は、たとへば第三十四條の員外理事、ここに出て来る公述人によつてしばり指摘されたこと、なほ最も矛盾だと思うのは、第三十四條の員外理事、ここに出て来る公述人によつて設立され、運営され、管理されるのが前提條件であります。

しかしところ、非漁民的利益を反映する意思によつて設立され、運営され、入れて来るということ。新しい協同組合は純粹なる自由なる漁民の自由な意思によつて設立され、運営され、管理されるのが前提條件であります。

これがこれに太刀打ちできないといつた大銀行、大信託に対抗するのに、一つの大きな例だと思います。こうして分離されるであろうところの各組合材を賣り拂うというような状態が出て來ておる。これは大銀行が漁村における預金の吸收に大きな網を張つておる

の要素がかなりの違いがあるわけですが、そういうものに財産を分離する場合に、帳簿價格、もしくは最終帳簿價格によるというような、あくまでも帳簿價格によつてわけ合うということです。そこで、いわゆる今度の新しい法案によって分離されるであろうところの各組合の要素がかなりの違いがあるわけですが、それを、いわゆる今度の新しい法案によつて分離されるであろうところの各組合の要素がかなりの違いがあるわけですが、それを、

程されたところの法案は、歩一步改悪されまして、以上私が言つたような諸点のあらゆる矛盾、あらゆる協同組合の本質を冒瀆する点を掲げておるのであります。かかる法案を通過させましては、漁民としてははなはだもつて迷惑であります。かかる法案を願望して、協同組合促進運動を進めて來るところの立場から言えども、こういう法案はすみやかに撤回し、先ほど私が指摘したような各官廳の勢力争いとか、現状に即さない点を修正いたしまして、民主的漁業協同組合法案を上程されんことを切望する次第であります。以上をもつて私の公述を終ります。

この法案の要綱の目的に副わない結果が生れるのではないかと考えるのであります。ゆえに加工組合、生産組合は任意組合として法律の裏づけから除外すること、が望ましいと思うのであります。そして漁業協同組合みずから漁業の自営を許すということにしていただきたいと思うのであります。さらに漁業協同組合は特殊な事情のない限り漁業部落を單位といたしまして、地域單一組合にすべきことをこの法案に規定せられたのであります。漁業協同組合の設立によつて弱小な組合が溢立たしましたために、農村に非常な不利益を與えていたという事実から考えて、これは地域單一組合といふよくな、許す範囲における最も大きなものに強化拡充したところの組合をつくらなければならぬと思うのであります。

さらに漁業協同組合としての基盤となるべきものは漁業権の獲得であると思うのであります。この法案には漁業組合に漁業権の帰属がどうなるかといふことが何ら示してないようであります。これは早晚提案されますところの法案によって示されることと思いますが、でき得るならば漁業協同組合に漁業権を與えて、そしてこの水産立法にいろいろ盛られております経済行為を當むことができるというようなことに改正をしてもらいたいと望むものであります。

さらに金融の面につきましては、何らこの法案の中には盛られてありませんが、今日漁村が漁業經營に非常に困難を來しております大きな理由は、漁村の金融の確立ができておらぬためであります。從来復金の方から漁業者に

金庫がなされたのであります。主としてこれは遠洋漁業方面であります。しかしも個人であります。現在漁業会に包含されておりますところの中小漁業者は何らの金融の途が開かれておらない、ゆえに現在中小漁業といふものは非常な難局に立つてゐるという実情であつて、すから、新しく生れるところのこの法案には、金融の途を確立することと、しかしてこれを協同組合に申しますならば、今申し上げましたので、重複いたしますから以上で私の公述を終りたいと思います。重ねて申し上げますならば、今申し上げましたような要望を入れられたところの修正された法案を通過されることを望むものであります。私の公述を終ります。

○西村委員長 次に庄司東助君の公述を求めます。

○庄司公述人 私は水産講習所で教鞭をとつております庄司であります。きょうは公聽会に出席するようとにとのことでございましたから、私の學問的の立場からこの法案を批判して見たいと思ひます。

この法案によりますれば、もちろんその目的は漁村の民主化ということがあるわけですが、つまり漁村の村づくり、こういうようなものをいかにするかということの具体的な方法であらうと思うのです。従つてここで漁民及び水産加工業者云々というようなことがうたわれてありますけれども、漁民にいたしましてもその階級構成が非常に複雑であろうと思うのです。御存じのように漁船を持たないで――まあそ

も違いますけれども、村の構成が生産手段を持たない、いわゆる代乗りり、そういうものからなんべんも型に漁村というものが構成されています。この中でいかに漁業の協同組合を運営していくか、こういうことが結局のところ問題であろうと思います。それで漁業会の解体の問題、つまり戦時中から漁村のボス化云々というような型に漁村というものがいまになされてしまう、あるいは戦時中の資材の問題、こういう問題にからみまして漁業会の解体といいうものがまだになされてしまう、こういう実態をいかに民主化するかの左派論は漁村の階級構成に、その経済的な地盤があるだろうと思います。結局こういう実態をいかに民主化するかの左派論になつて来るだらうと思います。先ほどもしばく言われておりますように、一休この漁業権を切離して提出するということは、非常にこの漁業協同組合法を骨抜きにするのではなくてどう確保されるかによって漁業者の生活の具体的な経済行爲がなされて行くのでありますから、漁業権と切離しては絶対にいけないというようなことを申します。この形式的なものが一應これから與えられております。これは漁業の現在の社会的な、あるいは政治的意識が非常に低い、こういうようなことから一應当局でこういうようなことを立案されただらうと思うのでありますけれども、それだからといって漁業の声を全然無視してよいということはならないのであります。現在低政治的な、あるいは社会的なものを本当に反映させるか。その表面には出

いなしけれども、潮流としてそういう漁民の声はあるに違いないのですから、これをいかに民主的に盛り上げるかということが、実は上から與えられるところのものであろうと思いますけれども、形式的にこういうことを十分審議する余裕もなく、上から與えられたことにも一つの疑問があると思うのであります。戦後の水産業は、御存じのように以前の四分の一にも操業配置が減つております。このところにもつてきまして、大資本漁業会社やいろいろな会社が、同じ漁村が働くその漁場で資本主義的な競争をやつて行かなければならぬ。ここで漁民がいかに保護されるか。こういうような面を考えますと、資金や資材、そういうものの國家によるもう少し具体的な援助機関といふようなものが、もつとこの法案でうたわれてよかつたのではないかとうかと思うのであります。協同組合に法人税をかけるというような問題は、ただでさえも税金で悩んでいる漁民をもう一へん税金で苦しめるという結果になるのではないかうかと思います。先ほどもどなたかおつしやいましたように、水産加工業というものが法的に今度は確保されて行く。そうしまして、漁村でもつて生産条件の有利な上層の人たち、こういう人たちは結局都合のよいときは漁業協同組合のメンバーとして活動していく。次に自分の利益をもつと具体的に表現する場合に、水産加工業云々、こういうようなところで働く。つまり二重人格的に働く。こういうことになりますと、せつかくの協同組合を中から撲滅するような結果になるのではないかうかと思うのであります。そしてまた連合会で信

用事業と実質的な漁業を並行してやれない。こういうことになりますと、御存じのように漁業といふものは、最も季節的に影響されるところの産業でありますから、信用なり資材なりそういうものが、具体的にその漁業の要求するときに迅速になされねばならぬ。こういうような要求が漁村の方から盛り上りましても、そういう信用事業と実質的な漁業というものが連合会あたりで別々になれますと、そういう事務的な連絡も不円滑に終るのではないか。つまり漁村でもつて蓄積したこの資金を、直接漁業の再生産のためにもう少し具体的に授下されるような考慮が願いたい。こういうことを希望する次第であります。また漁民と申しますても、漁民といふものが漁業從業者というようなもので、漠然と表現されておりますけれども、漁民の中には、純然たる漁業労働者がおる。この漁業労働者は現在のところ一般労働法も不適用、そういうもので法制的に保護されていない。しかも漁業從業員といふ漠然たる表現で、この水産業協同組合のもとで一應包含するとされましても、結局ちゅうぶりんな形になりますと、漁村において最も多數の人口を占めるところの漁業労働者の利益が、どこにおいて具体的に保護されるか、こういうようなことを思うのであります。漁業協同組合を、実は漁村のも疑問でありまして、漁村といいましても半農半漁だととか、いろいろな様相を持つておりますし、漁村の文化的

な、あるいは経済的な安定が、單に漁業生産だけに依存するのではなく、もう少し、たとえばそれに漁業を加味するとか、いろいろな多角的な經營方法が將來当然考へられねばならないと思う。單にこれだけのこと、廣がりのある経済活動が伸縮的にできるかどうか。こうしたことここでまだ思ひざるを得ないのであります。それでこの法案が出来ます上には、相當時間的にも遅れておるのであります。遅れた理由は、さつき申しましたように、漁村の階級的な構成だとか、いろいろな原因で遅れた理由が当然あると思うのです。この遅れたものをただ時間的にのみ取急いでこれを一挙に通過させると、かえつて遅れた理由を抹殺する。か、そういうようなことになります。こういう結果になるのじやなかろうか。従つてもう一べんここで十分遅れた理由を生かして、十分ここで討議をされ、最初の目的にありますように、漁村の民主化、こういうようなものを具体的に——形式なものではなくて、具体的に遂行し、そうして明るい漁村と、経済的にゆたかな漁民の生活を確保しなければいけないのじやながろうか、こういうことを結論として申し上げる次第であります。

が、しかし現在の北海道といわば、あるいは長崎といわば、各方面の情勢は一日も早くこの法案の通過を願つておるのであります。すでに農村におきまる協同組合法が通過してから約二年間を経過しておる。その間日本全国におきまする漁民は、この法案の通過の遅れたことによりまして、ほとんど半身不隨のような状態になつておる。先ほど來るゝ各方面からの貴重な御意見もありまして、いろ／＼法案に対する非難もありました。が、私としては、少くとも一日も早く今度の議会においてこれを通過させていただきたいと熱烈に考えておる次第であります。今度の法案のうちに盛られました特筆すべき問題といいますならば、漁業生産組合を認めたという点が一点、第二点は会社たる法人の加入を禁じたという点、第三点は、連合会の設立にあたりまして信用連合会と事業連合会を分離した点。その他小さいところにはいろいろと從來の法案と異つた点がありますが、大体においてこの三点に帰着するのではないかと思われるのであります。漁業生産組合を認めた点についてはいろいろと御議論がありました。が、私としては漁業生産組合は的確にこれを促進してもらいたい。今日までの漁民の苦しみは、自分自身の力によつては船も買うことができない、網も立てるなどできないということであつて、そういう漁民の数は相当に日本に多かつた。そしてこの状態を開拓していくために、われ／＼としては漁業生産組合の円満なる癡達をこいねがつておつたのであります。もちろんこの法律の内容を検討してみますと、幾多改正してもらいたい点があります。口

では一口に民主化と言いますが、ほんとうの企業体として立つて行くところの漁業生産組合の役員をきめるのに、選舉でもつてきめる。いかに民主主義の世の中であるといいながら、そういうことで円滑なる企業、円滑なる漁業、というものは絶対に達成できないと私は思います。その他資金の構成成員に対する確たる見通しもついておりません。しかしながら、これはおそらくやがて來るべき國会に提案されるでありますようところの漁業法案とのにらみ合せによつて、餘々に改善して参りましても、その目的は十分に達成し得るものと私は考えます。

を扱う信連と事業連とを区別いたしまして点は、農業方面においてはもつと細分化されておりますが、漁業の場合にはそれではとうてい事業の完遂ができないという点から二つに分離化したものと思います。従つて農村よりは幾分緩和されております。しかる現在の日本の各方面におきまする状態を考えまして、はたして事業連合会と信用連合会とを並立することが可能であるかどうか、事業連合会の方はどうにかこうにかこれは間に合つて行くと考えますが、これから分離されましたところの信用連合会といふものは、はたして存立の可能性があるか、今日のところ遺憾ながら私はその見通しがつきません。おそらく信用連合会といふものは成り立たないのではないかというふうに考えます。私はかつて北海道の水産会にも関係したことがあります、おそらく日本で一番大きい地方連合会としては、北海道の北水であろうと思いますが、この北水の場合を考えたときにおいてさえ、なおかつ信用連合会と分離して存続の可能性ありとは考えられません。この点はどうぞ十分に御研究いただきまして、もしこのたびの法案に盛ることができるませんならば、適当の機会に修正をお願い申し上げたいと思うのであります。

1000

よりますると、加工業者にして漁業協同組合に加入せんとするものはこれを認められるけれども利用については十分に利用させない。役員の選舉に対しましても投票権もなければ発言権もない。これでどうして日本の製造加工業者を擁護することができますか。一説には加工業者は地方のボス的存在であり、撈取機關であるという非難を受けております。あるいはそういう点も一部あるかもしれませんのですが、しかしながら少くとも漁村に關するすべての問題は漁民の手でなければいけない、漁業協同組合にあらずんば漁村に關するすべての問題を扱つてはいけないというかたくな偏見が、もし日本の漁民の一部にありましたならば、これは重大なる誤りであります。戦争前の状態を考えますと、加工業者は工業組合あるいは商業組合として事業の運営をいたしておつたのであります。しかもこの商工業組合法によつて運営されました製造加工業者といふものは、漁村においてはまつたく漁業協同組合とは対立的な闘争的な氣分を持つて対しておつた。こういふことでは日本の漁村の明確化を期すことができない、といふので、途中からいろ／＼検討されましたが結果、水産業團体法によつてこれらの問題を解決し、相ともに助け合つて日本の漁業の振興に資しなければならぬというので、今日のような歴史をたどつて現在の姿になつておるのであります。少くとも漁獲に放出されますところの資金、生産加工業に放出されますがところの資金、資材、品物の集出荷に放出されますところの資金、これにはおのずから限度があり区別がある。漁

村人が自分が営もうとする漁撈に対する一切のものを、何でもかんでも自分がやるのだ、船も自分の手でつくるし、資材も自分の手でつくるのだ、とつた魚は自分の手で賣りさばき、加工も自分の手でやるのだ、ないしは協同組合の中すべてを包含するのだといふ大それた考えをもつて進みますならば、日本の漁村は一朝にして崩壊すると言は断言します。少くとも漁民はあらゆる知能をしほり、あらゆる金融を願いまして、一生懸命になつて魚をとることに専念してもらいたいと思います。とられましたものは適當の機関にましょし、あるいは台所の問題も簡単に解決されて参ります。最近北海道の方に参りますアメリカの人々の話を聞きますと、日本ほど製造加工といふものに幼稚な國はないということを言つております。もちろん研究も足らぬのであります。しかしながら今日までこれを助成するだけの機関が日本に欠けておつたということは、一目瞭然であります。この問題を解決するところが、ほんとうに日本の漁村の民主化をばかり、漁業者をして安心して自分の職業に従事せしめるゆえんであるうと私は考えております。この意味におきまして、さらに進んで私申し上げたいことは、少くともこの法案に盛られた会と金融連合会とは、同じ主体のもとに、同じ機関のもとに実行できるよう何とか特別の御配慮を願いたいと

思うのであります。最後に、事務的の問題になりますが、これはぜひひとつお願ひいたしました問題であります。それは水産業協同組合法の制定に伴いまして、水産業團体の整理に関する法律案、この中の第十二條に、この法律を施行する場合における組合の設立に伴いまして、総会を開かなければなりませんが、この組合の二以上が、自分から出席しなければならないことになつておりますが、この組合を開くにあたりまして、会員の五分の二以上が、自分から出席しなければなりません。この條項によりますと、少くとも北海道、長崎縣——その他の縣も多少類似の点はあるうと思ひますが、この二つの製造業会だけは、特別の手続をしなければ永久に組合は不成立に終ると思ひます。現在北海道の製造加工業者は約二千名おる。この條項によつて組合を招集することになりますと、八百人の人間を札幌なり、小樽、函館に招集しなければならぬという現状にあります。そういうことはとうてい不可能な問題でありますので、これは何らか特別の手段、方法によりまして、あるいは農林大臣の緩和規定をどこかに設けてもらつて、そういう方法によりまして、この問題の打開をお願いしたいと思ひます。これは單なる事務的な問題ではあります。北海道と長崎は、永久に最後まで組合ができるないということになりますので、とくとこの点は御了解を願います。はなはだ簡単でありますが、以上をもちまして私の公述を終ります。

○田浦公述人 私は長崎縣で水産業を営んでおります。そうして漁業者の代表として縣議会に出まして、水産委員会をいたしております田浦と申します。私も多年の希望でありました水産業協同組合法案が、本議会に提案される運びになりました。業者の声をまねく聞く会を催されましたことにつきまして、非常に感謝の意を表するものであります。

私もただいま北海道の方からお話をありましたように、この法案の内容をしさいに検討いたしますると、いろいろ修正その他意見もあるのであります。が、何と申しましても、現在の漁業会の制度におきまする漁村の運営といふものは、非常に行き詰つておるのであります。何と申しましても、現在の漁業会の制度におきまする漁村の運営する方途を明らかにしていただきたい。こういう声は私ども長崎縣下におきましても満ちておるのであります。この意味からいたしまして、ここに多少の意見がありますても、一日も早く法案が成立いたしますことを、私は切に關係の皆様にお願い申し上げたい。かようにある存するのであります。ただこの法案が、私ども拜見いたしましたところによりますと、大体民主化されたものでありますけれども、いわゆる漁村民というものは、御承知のようになります。かよなことを特に切望する次第あります。私はこの内容につきましては、十分その指導に万遺憾なきを期せられたる漁村民を持つのでありまするがゆえに、政府当局並びに地方廳におきましては、十分その指導に万遺憾なきを期せられたる漁村民にまだ非常に封建的思惟の抜け切らぬ関係上、この民主化された法案の運営にあたりまして、いささか危惧の念をもつてありまするがゆえに、政府

て、もしこの議会にこれが修正意見として取上げられることができますれば、まことに幸いでありますけれども、前申し上げましたように、この法案の成立を私どもの業者は一日も早く望んでいますから、このまま成立するいたしましても、将来残された問題として、ここに一、二点希望を申し上げてみたいと思うであります。

今いろいろ御意見がありましたが、この水産組合は一つの生きた組合として設けられることには異存がないのであります。が、私ども長崎縣の実情からながめましたときに、この水産加工組合といふものは、漁業協同組合と分離することはいかがなものであろうか、かようなことを考へてゐるのあります。他の縣の実情は詳しく存じませんが、長崎縣はほとんど漁業者自身が漁をいたしまして、その家族なり、あるいは手のすいた者が加工業を営んでいるというものが実体であります。大きいカン詰業者、輸出品といふようなものはしばらく別といたしまして、漁村を形ずくつております加工業といふものは、いわゆる漁業者自身がやつていい。これは一つの家庭の副業としても非常に望ましいことでありまして、私はできますならば、この加工組合は、町村地区においてはお認めにならないような法案を希望するのであります。あるいは郡、縣等を単位といたしますた連合会は、場合によつては必要があるのではないか。かようなことを考へておるのであります。

1687  
1688

地区も自由になつておりますが、二組合以上の単位があれば、どんな連合会でもできるように規定されているようあります。が、私は連合会の持つ使命から考えまして、でき得ますならば、地区を少くとも一縣一地区くらいに制限していただき、この連合会の事業も、わが長崎縣で現在やつておりますくらいに連合会を分離して、そしてそのおののくの分野においてこれを経営して行くというようなことにいたしましたならば、從來の経験から見まして非常に都合よく行くのではないかと非常に御承知のように漁民の啓蒙運動をやらなければ、いかにここにりづばな法案ができましても、運営上非常に難点があるのではないかと考えますので、特にこの連合会においては、その所属いたします組合並びに組合員の指導に当分重点を置かなければならぬのではないかと考えるのであります。そういたしましてこれらの各連合会が持ちますところの事業と十分横の連絡をとりまして、指導方面に要します経費のこときものは、その他の利益を得るところの連合会の事業部門から、相当優先的にその経費をとる。そうして漁村民の啓蒙運動を十分ならしめるということになります。とにかくいざれにいたしましたても、私どもが望んでおります本法案

を一日もすみやかに成立させていたたまつた。しかし、まだ私どもが長崎縣の現在の実態からながめましたときに、連合会によって設立された一種の申合せの連合会みたよなものがあります。ならば、現在長崎縣にいわしあぐり漁業者によつて設立された連合会と、いうものをこの法案のように自由に設立することができるといつしまつた。ならば、現在長崎縣にいわしあぐり漁業者によつて設立された連合会は、非常に多いかもせんけれども、漁業者の状態がらながめましたときには、非常にそこに弊害があるのです。つまり現在のようく資金難あるいは資材難の時に、このあぐり網組合というものが一つの勢力を得て相当働きかけて、縣に配給されます資材あるいは資金という面に活発に動いてゐる。そのため他の零細な漁業者は非常に困つてゐる。いわゆる一種の圧迫を受けておるといふような実例も本旨から考えまして、連合会は少くとも縣単位にして、縣下全体の水産業者の共同の利益をもたらす機関としての設立の意義を持たせたい。かように考えておるのであります。私はこの協同組合の方の集荷組合にも關係いたしておるのであります。が、集荷組合の実態からながめてみましても、やはり水産業者の團体といふものは、経済行為をする場合において、縣内においてたくさん運営するということは、他の第三者に対抗いたします場合に非常に力が弱くなつてゐるということを痛感いたしておりますので、特に連合法の組織體について家各位の御檢討の結果、ここに成案を

得られておることと思ひますから、とにかくこれにいたしまして、一日も早くこれを法文化しまして、そうして実施にしましたあかつきにおいで、いろいろ支障のあります点は、その都度改正をお願いするということをお願いいたしまして、簡単であります。が、私の公述を終りたいと思います。

○西村委員長 次は西山兼松君の公述をお願いいたします。

○西山公述人 私は北海道の漁業青年同盟、現在北海道の地区内の漁業会長をやつておる者であります。また北海道の協同組合の設立促進協議会の発起人代表をやつております。私の考えておりますことは、前に申し上げました人々によつてその大方が轍されておりますので、ごく簡単に私の意見を申し上げて御参考に供したいと思います。

まず第一番に協同組合法の制定にあたりまして、私たち漁民として考えることは、この協同組合法は單に現在の沿岸漁業を現在のよくな低位な原産業のレベルに置いて、それを前提とする零細漁民の生活保護法的な考え方であつてはならない。われくがやもするととそういうふうな考え方方に惰するということは、從來の封建資本によつて不當に漁業が庄制を受け、捕取され、そのため今日のよくな低位な原産業から解放された場合には、漁業が近代的安定産業たり得るのであります。従いまして漁民の、他の階層と同じような向上した生活が得られるのであります。従つてこの法によつて、われくは單に一利己的なところ

の、温室的なところの恩恵を受けよう  
といふうな、そういうけちな考えは  
持つていません。大体  
第一番に、この協同組合法によるとこ  
ろのいろいろな組合、特に加工協同組  
合におかれましては、われくの  
先輩であり、かつては水産業を御指導  
いたきました高野さんからるる御説  
明があります。私も原則的には同感  
であります。しかしながら加工者とい  
うものは、北海道の実態から見る場合  
長崎県の方が仰せられましたように、  
業主の一貫作業としてなされる場合は  
特に加工協同組合というものを設ける  
必要もない。加工業というものは、大  
体において業主の搾取の上にその基盤  
を持つてゐるのが從來の姿である。第  
一次加工のように業主の一貫作業とし  
てやる場合は、これはむろんそうでは  
ないが、大体加工原料となるべく安く  
手に入れ、加工業者が利益追求を目的  
としておる限りいなめない事実なので  
あります。従つて從來のそのような方  
針は封建的な、あるいは資本主義的な経済  
組織がこの無血革命によりまして是正  
されるとしたならば、われくは相互  
理解によるところの組合組織をつくる  
べきである。従つて加工協同組合は、  
あくまでも商工法に基くところのりつ  
ばな分野として、漁業者との間の相互  
理解によるところのそういう組合がつ  
くられるのがほんとうではないか、か  
ように考えるのであります。従いま  
で加工協同組合は直接の漁業生産の助  
長を目的とするこの漁業協同組合法が  
らは当然除外していただきたいと考え  
きましても実行組合という申合せ組合

がございましたが、今度の水産協同組合は、立案者においてはどういう御趣旨がありましたかは詳細知ることができます。  
きませんが、われ々が前に実行組合を水産協同組合と独立させたゆえんのものは、低位な生産力を組合員の共同資本によつてまず第一番に生産力を増大せしめ、それによつてこの組合の経済的自立を促進するというのが目的である、かように考えるのであります。  
そういたしますと、この生産組合における組合員の最高出資額の限度が非常に低い。現在の漁村の実態におきましては、一人の出資額の最高限度をこのように制限しては、生産組合の所期の目的を達成することに大きな支障が來されるのではないか。むろん出資の無制限によつて、その出資高によるところの組合支配力を否認されたかとも存ぜられますけれども、あくまでもその持株に対する配当が制限され、そして爾余の事業の利益がどこまでもその従事員の従事の程度、あるいは利用の程度によつて配当される制約がある限り、そういうボス的な支配力を温存することはできないのではないか、かよううに考えるのであります。  
また協同組合の総代の定数につきましては、全國の漁村の実体は私不勉強にして知悉することができないのであります。が、北海道のようにある程度廣い地域をもつてその設立地区とするところにおきましては、組合員の業態が多種多様でありますので、せつかく総代会を招集する等のことがありましても、各人の都合が一致しないところに不成立の場合が非常に多い。その結果、総代の人数を多くすることは、大代会を議論する等のことがありましたが、衆討議によつてボス役員の不正を防止

10. The following table shows the number of hours worked by each employee in a company.

頭政治が行われる結果になるのではないか。このことは大体三十名以上にしておかれまして、定款等によつて実体に即した組合員自身の認定によつてこの数を定められるようにお願いしたい、かようと考えるのであります。

また次に連合会の所属組合数の制限におきましては、これも北海道を前提として申し上げるのであります。ここの三百という制限は、独禁法につながるものと存するのでありますけれども、独禁法は地方連合会をその対象とするものではないと考へるのであります。北海道はこの制限をもつとしては、あるいは漁民の望むところの連合会をつくることができないような結果になるのではないかとおそれる節があるのであります。

なお地方連合会の事業におきまして、信用事業を分離することとの矛盾につきましては、前の方々によつて盡されておりますが、私もそれを強く指摘したいであります。この協同組合法の欠陥とすることは、漁民が今この協同組合法によつて強く要望されるところの漁民の生活の向上、日本の漁業生産の飛躍的増進、このために絶対必要なところの漁業資材、あるいは漁業の金融の道が何がゆえにとざされておるか。それは漁業といつての産業が、非常に危険が多く、不安定である。従つて融資してもその償還が危険であるところに胚胎しているのであります。しかるに連合会が、この信用事業を他の業務と同時に經營しないといふならば、漁業会の信用程度といふも

のが非常に低くなるのであります。しかし漁業者が望むところの金融はとうてい望み得ないのであります。もし政府が復興金庫のような國家資金をもつて、この不當に低位に置かれたところの水産業を飛躍的に発展せしめるために、特別の措置をもつてこの漁業振興の助成のための指導的金融を計画された場合はいざ知らず、現在の事業分量等に應じたところの担保力によつて金融するとしたならば、とうてい漁民が望むところの融通が得られないものであります。これは漁民の相互保証によるところの制度によつて初めてその幾割かが望み得られるのであります。この段階におきまして、地方連合会が信用事業を営み得ないということは、まさにこの協同組合法のせつかくの理想を、この一字でもつくてくがえされてしまうことをおそれるものであります。

以上、その他のことにつきましては、皆さんすでに十分にお示しになつたのであります。私は申し上げたいことは、大体この加工協同組合を協同組合員の最高出資額の限度をもつと適正に御勘案願いたい、総代の定数を三十名以上にしていただきたい、連合会の所属の数を地方連合会に限つてこれを制限しないこと、地方連合会には絶対に信用事業も設置していただきたい、これを委員の各位に切にお願いしまして、私の公述を終る次第であります。

○西村委員長 次に船山信一君の公述を求めます。

○船山公述 私は宮城縣水産業会の職員をしているものであります。本日申し上げることは、もちろん私一個

の見解でありますか、ただそれだけでなく、私の縣でも宮城縣漁業協同組合促進協議会というものをつくつておなつておりますが、そこでまとまつた決議には、この法案が公表されないうちのことです。それから縣と水産業者が共同主催合して来られた、それを一般の漁民に公開して、水産主任官會議の際に水産部長との他が出席されて、法案の要綱を承知して、私たちもこの同時上程を望んで聽会を開いたわけですが、その際の意見を見、こういつたようなものを織りませて申し上げたいと思います。

組合法の急速なる制定を要望しております。

次に内容的に入りますが、まず第一にこの組合の種類であります。漁業協同組合とその連合会及び水産加工業協同組合とその連合会、この二本建には賛成で、原案に賛成であります。加工業協同組合と漁業協同組合とはいろいろ意見があるようあります。但し、業者と加工業者は利益が違う。それで加工業者は漁業協同組合へは入れない方がよいという考え方であります。但し、加工業者も水産業の一環でありますし、漁業者と密接な連関がある。それから加工業者といいましても、大きい加工業者ももちろんありますが、先ほどお話をありましたように、漁業者で加工業者を兼ねておる、あるいは純然たる加工業者でありますても、非常に資力の小さい、規模の小さいもののが大多数ではないかと思ひます。それで水産加工協同組合は商工協同組合につとればよいという考え方もあるのであります。しかし同じ法律のもとでやつて行く、ということが望ましいと思ひます。そういう意味合いにおきまして、同じ法律のものでありながら、しかし組織上は混乱することなく別建でやつて行く、そして加工協同組合に入らないものは、一つの漁村に数が少い小さいものがおるわけですが、そういう方は漁業協同組合に准組合員として入れて行く、この点に関する限り、原案が一番よいと考えます。

それがら一つ生産組合のことですが、生産の協同化ということは、これは漁業といわず、あらゆる協同組合の最も発達した段階であります。農業協同組合などもこの生産協同組合とい

が方向に力強く前途を展望しておると思します。そういう点から漁業協同組合も生産組合の方向に行くべきであると思いまが、しかし私が申し上げるまでもなく、漁業の経営の規模が大きいのと小さいとの違いが非常に段階がある。漁業の種類も違う。そういう観点から、漁業協同組合をそのまま生産組合のよななものにするということは非常なむりがあると思います。そういう点から、生産組合と一般的の漁業協同組合とを一應分離したというこの原案に一應賛成いたします。しかしこの原案によりますと、生産組合と協同組合とは何らの連関もない。そういうところに、先ほどから問題になりました、生産組合が名前はりっぱであるが実は一部の資力ある者に陰にまわつて牛耳られる。そういうようなおそれもありますた協同組合を無力化するおそれもあるわけであります。従いましてそういう混乱を防ぐために、生産組合はある特定の漁業協同組合の下部機構ではありますまんでですが、漁業協同組合の組合員に限るというような、そういう案が中水かどこから前にも出たと思いますが、そういうふうにしていただくのが一番よいのではないかと思います。生産組合は特に生産に限定されておりますから、販賣とか購買とかいう面が、ともすれば協同組合及びその連合会以外の純然たる商業資本の手がそこに伸びて来るおそれが十分にあると思います。そなつては生産組合の性格といふものは全然なくなつてしまいますが、協同組合としての性格を守るために、ある漁業協同組合の組合員の中でおきまして相互契約といふものを行

For more information about the study, contact Dr. Michael J. Hwang at (319) 356-4000 or email at [mhwang@uiowa.edu](mailto:mhwang@uiowa.edu).

のが非常に低くなるのであります。漁業者が望むところの金融はとうて、成るに得ないのであります。もし政府が復興金庫のような国家資金をもつて、この不當に低位に置かれたところの漁業を飛躍的に発展せしめるために、特別の措置をもつてこの漁業振興のための指導的金融を計画されたり合はいざ知らず、現在の事業分量等に応じたところの担保力によつて金融をもつてこの漁業振興のための指導的金融を計画されたところの融通が得られないのです。そして、これは漁民の相互保証によるところの制度によつて初めてその幾割が望み得られるのであります。この階におきまして、地方連合会が信用事業を営み得ないということは、まさかこの協同組合法のせつかくの理想もこの一字でもつくてくがえされててしまうことをおそれるものであります。

組合法の急速なる制定を要望しております。次に内容的に入りますが、まず第一にこの組合の種類であります。漁業協同組合との連合会及び水産加工業協同組合との連合会、この二本建には賛成で、原案に賛成であります。加工業協同組合と漁業協同組合とはいろいろいふ意見があるようではあります、が、漁業者と加工業者は利益が違う。それで加工業者は利益が違う。それで加工業者はは漁業協同組合へは入れない方がよいといふ考えであります。但し加工業者も水産業の一環であります。加工業者と接続な連関がある。それから加工業者といいましても、大きい加工業者ももちろんあります、が、先ほどもお話をありましたように、漁業者で加工業者を兼ねておる、あるいは純然たる加工業者であります、が、非常に資力の小さい、規模の小さいものが大多数ではないかと思います。それで水産加工協同組合は商工協同組合にのつとればよいという考え方もあるのであります、しかし同じ法律のもとでやつて行く、ということが望ましいと思ひます。そういう意味合いにおきまして、同じ法律のもとであります、しかし組織上は混乱することなく別建でやつて行く、そして加工協同組合に入らないものは、一つの漁村に数が少い小さいものがおるわけですが、そらいう方は漁業協同組合に准組合員として入れて行く、この点に関する限り、原案が一番よいと考えます。

それがら一つ生産組合のことです、が、生産の協同化ということは、これが魚業と、わざあらゆる協同組合の

が方向に力きく前途しておると思ひます。そういう点から漁業協同組合も生産組合の方向に行くべきであると思ひます。しかし私が申し上げるまでもなく、漁業の經營の規模が大きいのと小さいとの違いが非常に段階があるむりがあると思います。そういう点から、生産組合と一般的の漁業協同組合とを一應分離したというこの原案に賛成いたします。しかしこの原案によりますと、生産組合と協同組合とは何らの連関もない。そういうところに、先ほどから問題になりました、生産組合が名前はりつぱであるが実は一部の資力ある者に陰にまわつて牛耳られる。そういうようなおそれもありますた協同組合を無力化するおそれもあるわけであります。従いましてそういう混乱を防ぐために、生産組合はある特定の漁業協同組合の下部機構ではありますんでですが、漁業協同組合の組合員に限るというような、そういう案が中水かどこから前にも出たと思いますが、そういうふうにしていただくのが一番よいのではないかと思います。生産組合は特に生産に限定されておりますから、販賣とか購買とかいう面が、ともすれば協同組合及びその連合会以外の純然たる商業資本の手がそこに伸ばれて来るおそれが十分にあると思ひます。そうなつては生産組合の性格といふものは全然なくなつてしましますから、協同組合としての性格を守るために、ある漁業協同組合の組合員の中で

For more information about the study, please contact Dr. Michael J. Koenig at (314) 747-2100 or via email at [koenig@dfci.harvard.edu](mailto:koenig@dfci.harvard.edu).

有効に結ぶるのではないかと思います。生産組合を協同組合員に限るといふことは組合の加入脱退の自由と矛盾するというふうに考えられるかもしれません、しかし協同組合に加入するかどうかすでに自由なわけですか、その自由を前提とした上で生産組合の組合員を協同組合に限るということは、決してその自由を束縛することにはならないと思います。

それから業種別の組合ですが、これも本来は協同組合の理想から言います。しかし業種別を認めないという考え方には出でてくるわけですが、先ほども申し上げましたように、漁業の種類が非常にたくさんあり、そうして経営の規模も大資本から非常に小さいものまであります、こういものをただ漠然と全部集めて來ても、その地域組合は活発に動かない、名前は地域組合でも一部の大きな船主だけの支配下に置かれて、特に小さい規模の人などは組合の恩恵にあずからない、そういうような状態がありますので、こういう点から考えて、同じ市町村にたくさんの業種別組合を認めて、それが自分の目的に應じた活動を敵活にやれる、こうしたこと必要かと思います。希望としては、一つの市町村にたくさん

の市町村を越えた区域に限るという制

限は撤廃していただきたいと思います。二つの市町村にわたるものでなければならぬとしましても、実際問題としては、甲の村と乙の村のそれより二つの團体あるいは派閥があるといふことは不可能でありますから、これはかえつて混亂させるやえんだと思います。それから漁業協同組合のことについて申し上げます。原案では組合員を個人に限定しておりますが、これについて先ほど御異論もあつたようですが、私が、私としてはあくまでも協同組合の性格を守つて行くために個人に限り定する原案に賛成いたします。先ほどから私が論じておりますように、今までの業種別組合を必要とするものが一體化され、そこで現実におきまつたところをはつきりしておく必要がありますが、この業種別組合は先ほども申上げましたように、中小の漁民の組織であります、これが農業の場合の不在地主をなくするという意味で非常に民主的だとは言わ

ります。從來漁業者といふ名のもとに、大資本あるいは会社から労働者のようなものまで全部を含んでおつたわけではありませんが、こういうあいまいな形であります。協同組合は比較的大きな資本家はそれをまた手に自力でやつて行くべきだと思います。原案の五名は少し過過ぎるかと思いますが、三十名以上という先ほどの御意見ならえない限り多くして、総代会でもつて大きい組合は総代を開けず、理事者の専断という結果になりますので、なるべく総代の人数は運用にさしつかえず、その協同組合を必要とするものが一體化されますが、しかし現実におきましては、協同組合から定置漁業を引受けおりますが、しかし現実におきましては、協同組合から定置漁業を引受けおりますが、これが農業の場合の不在地主をなくするという意味で非常に民主的だとは言わ

ります。從來漁業者といふ名のもとに、大資本あるいは会社から労働者のようなものまで全部を含んでおつたわけではありませんが、こういうあいまいな形であります。協同組合は比較的大きな資本家はそれをまた手に自力でやつて行くべきだと思います。原案の五名は少し過過ぎるかと思いますが、三十名以上という先ほどの御意見ならえない限り多くして、総代会でもつて大きい組合は総代を開けず、理事者の専断という結果になりますので、なるべく総代の人数は運用にさしつかえず、その協同組合を必要とするものが一體化されますが、しかし現実におきましては、協同組合から定置漁業を引受けおりますが、これが農業の場合の不在地主をなくするという意味で非常に民主的だとは言わ

ります。從來漁業者といふ名のもとに、大資本あるいは会社から労働者のようなものまで全部を含んでおつたわけではありませんが、こういうあいまいな形であります。協同組合は比較的大きな資本家はそれをまた手に自力でやつて行くべきだと思います。原案の五名は少し過過ぎるかと思いますが、三十名以上という先ほどの御意見ならえない限り多くして、総代会でもつて大きい組合は総代を開けず、理事者の専断という結果になりますので、なるべく総代の人数は運用にさしつかえず、その協同組合を必要とするものが一體化されますが、しかし現実におきましては、協同組合から定置漁業を引受けおりますが、これが農業の場合の不在地主をなくするという意味で非常に民主的だとは言わ

ります。從來漁業者といふ名のもとに、大資本あるいは会社から労働者のようなものであります。もちろんこの漁業純然たる性格のものを含む必要はない。ほんとうにそれを必要とする人だけが集まつてやつて行つて、そしてそれが國としても援助を與える。そういう方策で進むべきであると思います。それから協同組合の事業であります

すので、どうしても協同組合が漁業を自営する條件をもつとするやかにし

て必ず必要なことと思います。

最後に連合会のことですが、先ほど

りましたように、漁業協同組合がみずから漁業を営むための非常に嚴重な條件が原案でもつて付せられておりますが、これは大幅に緩和していただきたいと思います。これは漁業権制度の改革と引離すことができないわけでありますから、將來特に定置漁業権の帰属がどのようにきめられるか、それによつて運つて来るわけですが、傳

いとります。これは漁業権制度の改革と引離すことができないわけでありますから、連合会から分離しないこと、これを希望するわけであります。事業を分離するというのは預金の安全といつもつぱら金融業者の立場からのものであります

ましようけれども、しかし漁民のためには、事業をやる連合会も、金融をやるべきであると考えます。

○西村委員長 船山君に御注意申し上げます。相当時間が経つておりますから、将來特に定置漁業権の帰属

が、これも先ほど來しばく問題になりましたように、漁業協同組合がみずから漁業を営むための非常に嚴重な條件が原案でもつて付せられておりますが、これは大幅に緩和していただきたいと思います。これは漁業権制度の改革と引離すことができないわけでありますから、將來特に定置漁業権の帰属がどのようにきめられるか、それによつて運つて来るわけですが、傳

いとります。これは漁業権制度の改革と引離すことができないわけでありますから、連合会から分離しないこと、これを希望するわけであります。事業を分離するというのは預金の安全といつもつぱら金融業者の立場からのものであります

ましようけれども、しかし漁民のためには、事業をやる連合会も、金融をやるべきであると考えます。

○西村委員長 船山君に御注意申し上げます。相当時間が経つておりますから、将來特に定置漁業権の帰属

が、これも先ほど來しばく問題になりましたように、漁業協同組合がみずから漁業を営むための非常に嚴重な條件が原案でもつて付せられておりますが、これは大幅に緩和していただきたいと思います。これは漁業権制度の改革と引離すことができないわけでありますから、將來特に定置漁業権の帰属

は困難なようでありましたならば、いわゆる漁民の利益を主張し、またその政治力を高めるというような、そういう働きができるところの組織が法的にぜひ望ましいものと思います。私の公述はこれで終ります。

○西村委員長　この際午前に運営されました小高景郎君の公述を求めます。

○小高公述人　私は日本揚縄漁業協会の会長、館山漁業会長であります。原則いたしましてこの法案が早く通過してもらいたい、なぜならば私ども業者といたしまして、非常に宙ぶらりんになつておると迷惑する。そういう点を前提として申し上げたいと思いま

す。

第十一條の事業についてでございますが、まことに盛大にこんな事業が行なわれ、これはまことに欣快にたえないのですが、この事業を活発に行なうむる制度でありますから、別な考え方からこれを見ますとき、水産廳等で発令しております配給統制規則、これがどこまでも続いて参りますと、せつねば保護育成して行きたい。かような観点から今後配給規則等によるところの法令を出す場合に、本法の基礎をよく了として、一方においてはこれを育成し、一方においては押えつけるといふようなことのないようなことが望ましいのであります。

次の第三十四條第七項の員外理事の件についてはしばらく御意見が出ましたが、私はどこまでも員外理事の必要なし、どこまでも組合員だけで役員はつくつて行つてよろしい。なぜかならば、今までの漁業会経営の弊を見ます

と、それは員外からはいつて來ました

組合員外の有力者が漁業会を牛耳つてしまって、最近相当組合員中有力な者が出て参りましたが、これがややもすると押えつけられてしまう。眞の民主化を叫ぶならば、これらについてこの項を訂正していただきたいといふことを申し上げたいのであります。

なお金融の面から考えまして、全国連合会がどうしていけないのであると業における救済と並び考えますと

連合会が押えつけられてしまつて、あまりにも水産の面が悪まれておらない。先般のアイオン台風によつて、この地区が洪水でかくのごとく稻が押し流され泥だらけになつて、これがだけの被害があつたのだという現実を指摘し、また旱害によつてこれだけの面積の稻が焦げたのだというように、ただちに漁業においては説明ができます。

縣から三重、静岡等まではやや豊漁でございまして、長崎縣等のいわしは相きないのであります。たゞいま長崎神奈川縣から東北一帯に大不漁でござります。こうしたことをしておられます。

大体午前中からいろいろ／＼公述者の御意見を聽いたしましたが、私は帰ります。ところこの法案をこの議会で審議して通過させてもらうか、これと相関連を持つところの漁業法と一緒に出してもらうかというところが、議論の焦点であつたようになります。私の考えといたしましては、この法案のみでは理想でない。漁業法と関連を持つものであるから、一緒に出さなければならぬという考え方と、この

法案をしさいに検討したときに、まだ

おきますとき、そこに一方においては非血の出る痛さというものは、同業者においてよくわかることがあります。この点特に委員の方々の御考慮を願いたいのです。

常に漁に恵まれておるが、一方においては非常に苦境に立ち至つておる。これを救う面として何があるかというなら、それは実に即効策としての金融ではあるまい。その金融が引締められておる。こういうことを考えますとき全

國連合会がなぜ悪いのだ、ピラミットの底辺が一つ／＼が眞に民主化され

しまって、最近相当組合員中有力な者が出て参りましたが、これがややもすると押えつけられてしまつて、眞の民主化を叫ぶならば、これらについてもいけません、しかし底辺ことごとくが本法の精神にのつとりまして眞に民主化されおるならば、全國といふことを申し上げたいといふことを申し上げたいのです。

一方においてはやや余裕がありませんが、等の余裕はございませんでしょうが、においては息を切れないのであります。

一方においてはやや余裕があり、一方においては息を切れないのであります。この点を訂正していただきたいことを願いたすのであります。

簡単でありますが、以上をもつて公述を終ります。

○西村委員長　次に堀邊虎猪君の公述を求めます。

○堀邊虎猪君　私は高知縣の堀邊であります。私ども遠方の関係で、この法案を手に入れましたのが非常に遅かつたので、十分に検討し盡しておられたので、非常に残念に思つておるのであります。

大体午前中からいろいろ／＼公述者の御意見を聽いたしましたが、私は帰ります。

この意見を聽いたしましたが、私は帰ります。ところこの法案をこの議会で審議して通過させてもらうか、これと相関連を持つところの漁業法と一緒に出してもらうかというところが、議論の焦点であつたようになります。私の考えといたしましては、この

法案のみでは理想でない。漁業法と関連を持つものであるから、一緒に出さなければならぬという考え方と、この

法案をしさいに検討したときに、まだおきますとき、そこに一方においては非血の出る痛さというものは、同業者においてよくわかることがあります。この点特に委員の方々の御考慮を願いたいのです。

に対する意見としては、修正箇所は委員会

においてすみやかに修正していただき、今議会を通過せしむること、そして、もし時間がなくて今議会の修正ができないようなことがあつたとしたならば、次の議会の漁業法を上程する際に修正することを附帯決議として通過していただきたいことを願いたすのであります。

簡単でありますが、以上をもつて公述を終ります。

○西村委員長　次に堀邊虎猪君の公述を求めます。

○堀邊虎猪君　私は高知縣の堀邊であります。私ども遠方の関係で、この法案を手に入れましたのが非常に遅かつたので、十分に検討し盡しておられたので、非常に残念に思つておるのであります。

大体午前中からいろいろ／＼公述者の御意見を聽いたしましたが、私は帰ります。

この意見を聽いたしましたが、私は帰ります。ところこの法案をこの議会で審議して通過させてもらうか、これと相関連を持つところの漁業法と一緒に出してもらうかというところが、議論の焦点であつたようになります。私の考えといたしましては、この

法案のみでは理想でない。漁業法と関連を持つものであるから、一緒に出さなければならぬという考え方と、この

法案をしさいに検討したときに、まだ

おきますとき、そこに一方においては非血の出る痛さというものは、同業者においてよくわかることがあります。この点特に委員の方々の御考慮を願いたいのです。

常に漁に恵まれておるが、一方においては非常に苦境に立ち至つておる。これを救う面として何があるかというなら、それは実に即効策としての金融ではあるまい。その金融が引締められておる。こういうことを考えますとき全

て、ほんとうに現在の水産團體を扱つておる者、また漁業の經營の実態を把握しておる者は、そのままで持つたあらゆる事業をそのままに引き受けさせ

られる。これがこのままに推移するなれば、次の連合会を設立する時代までには、現在の水産團體は非常な赤字を出しますが、いつも重複いたしますので避けまして、最後に経括的なこの法案に

出ない事態に立ち至るのです。私はこの歴史中の遺物であるところの水産業團体法を早く解消すること、また事業者團体法の拘束を受けておる各種の業種別團体を発達させ上におきまして、改訂を願いますならば、まことに審議していただきまして、この法案を通過させていただきまして、そうしてそのあとでございに検討いたしまして、改訂を願いますならば、まことに仕合せである。われく現在の漁村、現在の水産業は、一日も早くこの法案をそのままでもよろしい。そのままでも修正をすることは、委員諸君の力においてもよろしいが、委員諸君の力においてもよろしいが、委員諸君の力においてもよろしい。そのままでも修正をすることは、各公述者の意見を参考いたしまして修正することは、まことにけつこうであります。修正をすることができるならば、各公述者は、そのままでもよろしいことは、まことにけつこうであります。修正をするところの余地がないとするならば、このままでもよろしい。この法案をここまで持つて来る当局の苦心は、實に並々ならぬものがあると想いまして、私は満腔の敬意を拂つておるものであります。現在のこの空白時代、混乱時代を解消するには、この法案が成立するにあらざれば解消しない。ここに結論づけまして、私はすみやかに委員の皆さんにおきましては、この法案を審議し、法律化されんことを切に望むのであります。議論は相手出ておりますので、重複のおそれがありますから、私はあまり詳細のことをお申し上げることを遠慮したいと思いまが、幸いに委員会において修正の余地と時間がありますなれば、地方的な問題であるけれども、私はこの公聽会の趣旨が廣く地方の意見をお聞き取りになつてくださるのに機会であることをことを考えて、二、三申し上げてみたいと思っておるのであります。

その第一点は、業種別の組合を認め  
ておるということにつきましては、い  
ろいろ疑問もあつたのであります。す  
なわちこの法案の第七條であります  
が、これを見ましたときに、高知縣で  
あるとか、靜岡縣であるとか、宮崎縣  
であるとか、神奈川縣であるとか、う  
ような、定置漁業が発達しており、そ  
の規模が大きな縣においては、この規  
則の第七條によります定置の場合は從  
業者が常時五十人以上、これはきわめ  
て小さい協同組織を認めておると思う  
のであります。これらの定置漁業の  
発達しておる縣においては、少くとも  
八十人、九十人の從業員が常時作業し  
ておるのであります。ことに高知縣に  
おいては、これらの定置漁業は部落經  
営であります。部落が一丸になつて  
大式組合なるものを組織して、それが  
その組合員の中から一戸一名、かよう  
な制度で從來出ておることが慣習にな  
つておりますので、相當數人を使役  
しておるのであります。この五十人と  
いう制限を、七十人か八十人のところ  
まで持つて行つていただきたいとい  
うのが、過般の高知縣の定置漁業組合に  
おける組合員の経験であります。そうち  
において、高知縣の生産協同組合が設  
立された場合には、高知縣の業種別協  
同組合は成立しないというくらいがこ  
にあるのであります。また私はこの  
法案の内容について十分検討しております  
ませんから、あるいは間違いかもわか  
りませんが、各位においてはこの点を  
特に御研究を煩わし、われゝ生産漁  
民の意見に沿うような法律にしていた  
だきたい。

きではないか、農村におきましては七つか八つの連合会ができるのであります。それができたために農村の協同体が弱体化しておるという現実があるのであります。漁業におきましては、縣は信用事業も他の事業も一本でよいのではないか、こういうのが漁民の声であります。その辺をよろしく御研究願いまして、漁民の意に沿うようなどりはからいが願えればまことに仕合せに存じます。

いろいろ意見も申し上げたいのですが、重複いたしますが、要は一日も早くこの法案を成立させてもらうこと、これがわたくし全漁民、全水産業者の輿論であります。さようおどりはからいを願いまして私の公述を終ります。

○西村委員長　宮崎新一君の公述を求めます。

〔委員長退席、富永委員長代理着席〕

○宮崎公述人　私は全國漁村同盟の書記長宮崎新一であります。これから水産業協同組合法案についての、私の意見を申し上げます。

漁民は民主的な協同組合法が制定されるとともに非常に待望いたしております。しかしながら私どもの知るところでは、全國の三百万漁民の中で、はたして現在上程されております。しかしながら私どもの知識について、私どもはたいへん感謝をいたしておりますが、もしさらにお私の希望を申し上げますならば、このような全國の漁民にとつて非常に

西村委員長 宮崎新一君の公述をさせます。

大きな影響を與える法律は、全國の漁民の一人々々が事前にその内容を十分検討して、意見を述べる機会を持たしていただきたいと思います。今までのように、漁民のだれもが何にも知らないうちに法律がひとりでできて、そしてこういう法律ができたから、さあお前たちこうやれということでは、まったく戦争中に、漁民のだれもが何にも知らないうちに法律がひとりででき、そして、こういう法律ができたから、さあお前たちこうやれということでは、まつたく戦争中と、漁民のだれもが何にも知らないうちに法律がひとりででき、しかもほんとうに漁民の意思を反映した法律はできないと思います。賢明な水産委員の皆様方によりまして公聽会が持たれて、慎重に審議が行われておるのでありますが、何とぞ一部に言われておりますように、何でもかでとにかく通せ、あとで修正すればよいではないかというような拙速主義はお

の二つのことを私どもはこの水産業協同組合法案に期待いたしております。この二点は漁村の民主化であります。この二点のことを私どもはこの水産業協同組合法案に期待いたしておるのであります。しかば今日上程されておりまする水産業協同組合法案は、そういう本來の性格を十分貫き得てゐるかどうか、この点について私どもの意見を申し上げたいと思います。

まずその第一点でありますところの、漁民の経済的・社会的地位を向上するという点であります。こういう漁民の要求を真に貰くためには、今日の漁村、漁民の状態からいたしますならば、少くとも私は次のこと事が絶対に必要であろうと思う。その第一は、今日の漁業經營や、また漁民の生活を破壊しつつあるところの苛酷な税金の引下げ、あるいは撤廃。第二は漁民に必要な資材を豊富かつ低廉に供給するということです。その第三は必要な資金を十分に確保してやること、第四には經營の合理化をはかつて經營規模をもう少し大きくしてやること。最後に漁民の組織を確立して團結権の力をもたらすこと。少くともこの五点をもたらすこと。今度の水産業協同組合法で貰いておこなければ、私は漁民の経済的・社会的地位を向上するということはどうぞたとえう。この点を私は一つづき検討してみたい。

第一に、最も必要な税金の引下りますが、漁民が水産業協同組合法によつてはたしてどれだけ税金を引下さられておるか、本法案の第八條がわざかに税金の問題に触れておりますけれども、これはほとんど取るに足りません。元來このような組合は昔から免れをされております。先の産業組合法

いたしましても、どうありますて、弱小者の地位を擁護し、その向上をはかる大きな意義がなければならない。それは何といつても、こうい組合には税金を課さないということが第一であります。現在水産業團体にも法人税がかかつておりますが、これは特別法人税であつて、戦争中に必要に應じて特別に、大体はこうい組合に税金をかけないのだけれども、戦争だから特別にかけるという特別法人税であります。今日の状態からいたしまするならば、この特別法人税は廃止して、法人税は一切水産業協同組合からは免除するということが当然であります。ここに初めて漁民がこの水産業協同組合、漁業協同組合に集まつて行くよりどちらがでてくるのであります。

の有力者が通常にこれを自分のためで使うというようなことになります。農業や漁業は原始産業で、從来から日本の発展のためにまつたくふみ台にされた來た産業なのであります。この産業をほんとうに一般的な産業並に、漁民の社会的な経済的地位を引上げるためにには、どうしても外部からの資金的なバックがなければいけない。これがために漁師はみずから高利な仕込資金を借りる、あるいは商業資本のために搾取される。そうしてこれがとの闘争がいつまでたつても切れない。いくら漁業協同組合ができるのも、今日の状態では、決して私はその関係は切れて行かないと思うのであります。私は漁業協同組合に対しましては、資金や資材を最優先的に國家がバッくして供給してやる。そうしてこの漁業協同組合が発展をし、その漁業協同組合によつて、漁民の社会的経済的な地位が高められて行くということをやらなければ、漁業協同組合に入つても入らなくとも同じやないか。こういうことではなか／＼漁業協同組合の眞の発展はできないと思われるのです。各種の販賣事業や購買事業、たくさんの方々の事業を行いましても、このことによつてほんとうの利益がなれば、漁民はこれに入つてもしようがないのである。それにはどうするかといふと、たとえば漁業協同組合には資材の資金も、まず第一に貸しつける。こういう條件がこの漁業協同組合法によつて備わつておれば、黙つていっても漁師は入つて来る。そういう條件がなければ、普通の経済事業と同じであります。

ういうことになります。社会的、経済的な漁民の地位を引上げるために、私は経営の協同化を通じて、さらに漁民の今日の経営を合理化して規模も大きくして行く。こういうことが非常に大事であると思うのであります。が、この法案ははたしてそういう面を取上げているかどうか。この法案では第七十八條以下の漁業生産組合、これについて道が開かれています。それから第十七條の漁業協同組合の漁業經營、この二つの点で道が開かれておるのであります。この法案を見ますと、漁業生産組合では生産組合内部の民主化というか、あるいはたとえば株主の持ち方なり、その他の点で相当進んでおると思います。また漁業協同組合の自営の点についても、そういう点についても相当配慮は施されておる。しかし實際漁業生産組合をつくつてやりたい。またそれをやらなければならないからといっては相当配慮は施されておる。しかしこうした人たちは、私どもから見ると疎な漁民、あるいは漁業労働者、そんないう人たちが一緒にになつて自分たちも経営者にならう。自分たちの經營を主としきくして外部の大きな企業的な資本本位に対抗して行こう。あるいは商業資本にも対抗して行こう。こういうのが漁業生産組合をつくる大きな希望であろうと思う。

れども、実際にはできない。こういうことを私は心配するのであります。この生産組合をもしこのままの法律で行きますならば、おそらく今日漁村に古く残つておりますところの親方漁師あるいは綱元、そういう私どもの好ましく残つておりますところの親方漁師や偽装のために水産協同組合をつくって行くという危険を包藏している。それは綱元、そういう私どもの好ましくない人たちが、自分の経営の民主化の危険を取除くためには、零細な漁業者や労働者や、そういう人たちが集まつてできる、ほんとうの生産組合を盛り上げるために資金と資材の国家的なツクをどうしても必要とする。これは法案にぜひ盛つてもらわなければこの生産組合は道作用を起すとどうぞ申し上げたいであります。

次に第五の漁民の組織を確立して漁民の力を團結させろということ。これは今日全國の漁民が持つております。そういうものはたつた一つしかない。自分で出せる力といふものは、ただ自らが手をつけないで團結をして、それをでもつて要求を通すというその一の力が初めて漁民の力である。それがなければできないのであります。

外のこととは資金にしても、資材にしも一切のこととは國家の絶大なるパワーがなければなりません。

の法律にも第一條に「協同組織の発展を促進し」と書いてある。お前たちが弱いから一緒にになつた力をもつてやつて行けということを書いておるであります。この團結の力、これを民から取除いたら、漁民には何も力がないが、この法案によりますと、先づからたび々申されておりますように、全國の連合体が持ち得ないようになっている。これは私は何かの間違

でないかと思う。たつた一つ漁民が出来る力、それは全國の漁民がみな團結をして、そして有無相消し、相助け合つて自分たちの生活を高めて行く。これだけはだから何と言われぬでも、自分の力でできる。それができないと思う。これは原案作成者の間違いだらうと思いますから、本委員会におかれましては、十分この間違いを訂正されんことをお願ひしたい。全國組織を持てるというふうに御訂正をお願いしたいのであります。

次に水産業協同組合法が實かなればならないところの本來の使命の第二の点、漁村の民主化の点についてこの法案をながめてみたいと思います。これにも私はいろいろ條件があると想いますが、何よりも漁村の民主化の第一は、今日の漁民が憲法で保障されておりますところの、平等の権利をどうして持つて行くか。漁民が平等である第一の條件は、何としてもこの漁民にとって一番大切な漁業権をみんな共通に持つことである。ある者は漁業権を持つてゐる。ある者は持たない。そういうふうなことでは言いたいことも言えない。皆が平等に漁業権を持つて、それを共同に使用して行く、こういう状態で初めて私は漁民がほんとうに平等な権利を持ち得ると思います。それは一人々々にこの漁業権を持つて共同漁場を持つて行く。おれは持つ、お前は持たぬという差別をなくする。これ

が漁村民主化の第一歩である。ところがこの点につきましては、この水産業協同組合法については一言も触れていない。漁業法ができないから触れられないとおつしやるかも知れませんけれども、少くともそういう気持があるならば、この協同組合法案の中に、その項目が一項なければならぬ。それがまたたくないということは私はこの水産業協同組合法では、漁村の民主化はちつとも促進しないということを断ざざるを得ないのであります。

それから次に漁村の民主化を進めるときの第二の問題は、非漁民的な力を漁村の中から排除して行く。現在の漁業会を見てみますと、実際は漁民でもない宿屋のおやじであるとか、あるいは寺の坊主であるとかいうようなものが、昔漁業をやつておつたとか、あるいは漁業権を持つておつたとかといふようなことで、漁業会の中にはいり込んで、これが実際にひまのない漁民の目をぬすんで漁業会を牛耳つてゐる。これが非常に多い。こういう非漁民的な勢力はどうしても追い出して、漁民だけで漁村の漁業のことをやつて行くという状態にしなくてはならぬと思うのであります。ですが、それにはこの法案の第十八條でうたつてありまするが、員外理事といふものは絶対にこの際排除しなければいかぬ。漁村の民主化をやるというこの法案が、員外理事を認めるということは、私はまったく自己撞着だらうと思う。こういう点につきましても、十分当委員会の賢明なる皆さんの御配慮をお願いしたいと思うのであります。

めに、ます何よりも古いものを洗い滌してしまふ。新しい種はほんとうによく耕された田圃の上にまかなければならぬ。雑草が残つておれば、雑草というものは必ず新しい種を踏み越えて栄えて来る。この雑草はどうしてもとつてしまわなければならぬ。だから水産業協同組合法をほんとうに漁村の民主化に役立たせるために、古いいろいろな関係といふものを、この際徹底的に漁村から洗い流してしまふ。それには少くとも戦争中にこの漁業團体役員をしておりました皆様は、今度の水産業協同組合の中では、ある一定期間は絶対に役員になつてはいけないということを法的に措置していただきたい。その中には相当りつぱな人もおあります。いかど思ひますけれども、少くとも新しいものができるときには、古いものはすつかり洗い流す。そういうことを十分やつていただきたいのであります。

○西村委員長 次に山口明則君の公述を求めます。

○山口(明)公述人 私は全國加工水産團体連盟理事長崎縣水產物製造業會理事山口明則であります。

このたびわれくが久しく願つておりましたところの水產業協同組合法案が本國會に上程せられましたことは、関係者にとりまして、まことに欣快であり、立案當局の御苦心のほども推察にかたくないであります。ことに本案案におきまして水產加工業協同組合の制度が実現せられますことは、全國の加工水產業界の経意によりまして謝意を表するものであります。水產業と申しますれば漁業、水產物と言えば鮮魚、という觀念が非常に強くあります。して、水產加工品や水產加工業者は、漁業の從屬的存在であり、あるいはまた漁村のボス的、または榨取的な存在であるからごくみなされておりましたことは、まことに遺憾至極であります。全國の総漁獲高の大割ないし七割は加工を施されまして、優秀なる水產加工品として漁獲物に貯藏性、保存性を與えまして、全國の農山村の僻陬の地域に至りますまで、漏れなく供給するに至らしめますものは、ひとり水產加工業者の至上使命であり、責任の重大性を痛感しておりますのであります。このように漁業と水產加工業とは車の両輪のごとく密接不可分の關係にあります。今回本案が國會に上程せられるにあたりまして、水產當任委員会におかれましては、二日間にわたりまするところの公聽会をお開きくださいま

して、廣く関係者の意見を述べる機会を與えてくださいましたことに對しまして敬意を表する次第であります。

水産業協同組合法案の立法精神に対しては、全面的に賛意を表するものであります。が、その具体的な條項に対しましては、水産業者特に加工水産業者並びにその團体の立場より見まして、業態の実情に即せない点、あるいは加工水産業の発展に影響を及ぼすかのごとき点が二、三あるかに思惟されます。する關係上、本案に対しまして修正方を要請いたしたいと存するのであります。北海道の高野公述人から幾多貴重な御意見が出来まして、私といたしましてもまつたく同感でござります。が、業界の実情より考えました場合、あるいは独禁法やその他の關係がありまして、そのすみやかな実現は困難かもわからませんけれども、協同組合のその立法の趣旨等より考えまして、何とぞ次に述べます二、三の修正点につきまして、特段のおはからいをいただきたいと考える次第であります。

その第一は、法案第七條第一項第一号ないし第二号におきまして、漁業協同組合員並びに水産加工業協同組合員に対する、經營規模に関する制限はこれを撤廃せられたい点であります。

その第二は、法案第十條におきまして、組合員の資格を個人に限定することなく、業を営む者とせられたい点であります。

トモアカヒメノコウモリの巣は、シダで作る。

て、経営内容を法的に明確に表わし、課税の適正を求め、辛うじて經營を維持している実情であります。それがためこれら群小法人は、実質的にはそれ自体が一つの協同組織体であるのであります。ことに水産加工業は自由企業でありまして、法人必ずしも强大ではないのであります。個人必ずしも弱小ではないのであります。個人必ずしも弱小ではないのであります。むしろ個人でも經營を維持して参つておりますものは、強大なものが残存している場合もあり得るのであります。そういう点からいたしまして、地区内におきまして業を営んでおりますところの個人、法人、大小の区別なく、全員の総意を結集して組合を推進して、初めて協同組合の精神に合致するものだと信ずるものであります。漁村におきまして、あるいは加工業界におきまして、個々別々の、いろいろなそういう別個の同じ業態が残りますことは、漁業者並びに加工業者の福祉の増進に対しても、はなはだ支障を生ずる場合が多いと信するものであります。個人あるいは小規模なものといたしましても、反対的な協力者は必ずしもその協同組合創設の趣旨に合致しない場合もあります。

その第三点は、法案第十八條第三項

中に「水産加工業協同組合に加入していなければ、水産加工業者を有するもの」こうあります

がこの点はこれを削除せられたい

所であります。最初に申し述べました

ように、漁業の発展の歴史から見ま

ても、漁村における漁業者と加工業者とは車の両輪のごとく、相助け合つて來ているのであります。漁業あつて加工があり、加工がありまして初めて

漁獲物の價値の増進もなし得るのであります。漁業者は漁業協同組合によりまして、加工業者は加工業協同組合によりまして、組合は組合とし、相互に協力することが協同組合創設の趣旨であると信するものであります。今もしも

魚村におけるところの加工業者を、漁業協同組合に准組合員として加入せしめまして、漁業者の委託加工を行わせ、加工業者の創意とくふうによつて生じますところの正当なる利潤さえも、これを漁業者に還元せしむること意図ありとしますならば、加工品の品質の低下というものは火を見るより明らかでありますのみならず、水産加工業者は完全な漁業者の從属的存在と化しまして、非民主的結果をもたらすものであります。しかし、せつかくの水産加工業協同組合の制度創設の趣旨に反するばかりでなく、水産加工業界におけるところの本法の施行に、無用の混乱を招くおそれが多くありますので、その正常な発展に御留意を願いたく存ずるのであります。

その第四は、法案第八十九條における、連合会に対する地区並びに所属組合数に対する制限はこれを撤廃せられるのであります。

その第六といたしましては、水産加工業協同組合の健全な育成のために

は、法案第十一條第三項、漁業協同組合員の員外利用の場合と同様に、修正を切望するものであります。

その第六といたしましては、水産加工業生産組合の制度に関する法案を、本法案中に追加せられない点であります。本法案におきましては、水産加工業に対しましては、漁業の場合に見ま

ります以上、すでに過去における独占的團體などは選を異にいたしてお

ります。しかも民主化せらるる所であります。しかるに私は、二年も前にできとりづに民主化しつつあるのであります。かかるに私ども漁民は、いまだ私どもの進むべき道を歩みやがて通過されんことを待望します。従いまして漁民はこの法案の一

日もすみやかに通過されんことを待望します。

次に水産業協同組合法であります。

が、本問題を大略して検討します。

と、資本と労働の両面から見ておる

法典ではないか、そう考えるものであります。

員外漁業によりまして、当該漁業のこ

うむりますところの弊害はまつたく考えられないのであります。当該組合の施設の有する範囲内におきまして、員外利用は当該協同組合の活動を促進

を五分の一程度に制限しますことは、

全加工水産業界の振興を阻止するおそれ少しとしないのであります。水産加

工業協同組合の健全な育成のために

は、法典第十一條第三項、漁業協同組合員の員外利用の場合と同様に、修正を切望するものであります。

その第六といたしましては、水産加工業の運営を締め出しがとき感があります。

本法典におきましては、水産加工業組合を認めたかわりに生産組合が

法典ではないか、そう考えるものであります。

○山口(治)公述人 私は千葉県のいわ

し、あぐり網組合の副会長であります。

○西村委員長 次に山口治洋君の公述

を求めます。

しまして賛成するものであります。こ

れをもちまして私の公述を終ります。

並びに團体等の意向に基きましてお願ひ

いいたす次第であります。なお本法典

に対します私の申し述べました以上

の六つの修正意見の成立を前提とした

しまして賛成するものであります。こ

れをもちまして私の公述を終ります。

○西村委員長 次に先輩各位から非常に専門的の

公述があつたために、私は一漁民として

漁業協同組合を認めたかわりに生産組合が

法典を待つておつたかという実例を二、三申し上げて公述にいたしたいと思ひます。

私がどうも漁業者は非常に今まで恵まれ

ない。同じ農林省の管轄下にありながら

片方の農業会及び農業協同組合

は、二年も前にできとりづに民主化

しつつあるのであります。かかるに私は

ども漁民は、いまだ私どもの進むべき

道を歩みやがて通過されんことを待望

します。

私は、二年も前にできとりづに民主化

しつつあるのであります。かかるに私は

ども漁民は、いまだ私どもの進むべき

道を歩みやがて通過されんことを待望

します。

従いまして、この生産團体の組合は、すべてからく組合員のみで組織をするようにしていただきたいと考えるのあります。そうしなければかえつて漁民を救わんとして漁民をどん底に陥れるという危険をここに感するのであります。

虚を願いたいと思います。  
その次に、第四十九條であります  
が、この第四十九條の総会の出席定員  
であります。出席の定員が定めてない  
で、出席者の過半数をもつて決議する  
ということになりますと、ここに非常  
な問題が起るので、もしこの法案を

慮を願いたいと思います。その次に、第四十九條であります。が、この第四十九條の總会の出席定員であります。出席の定員が定めてないで、出席者の過半数をもつて決議するということになりますと、ここに非常な問題が起きますので、もしこの法案をこのまま通すのであつたならば、将来定款に必ずこの定数を挿入して、だからなければ、ここに必ず疑義が起き、またボス的という非常におもしろくな、い非民主的な総会が成立するのではな、れば協同組合を構成いたします組合員はここに漁業権を平等に持つわけです。が、それも單なる今回縮小されますところの根つけ漁業権その他の漁業権しか保有することができない。この点において漁業組合 자체がこの法律によつて最も漁業者の生きるための必要要件でありますところの漁業権を持つことができないということは、必ずしも私はこれによつて經濟的地位が保障されるものではないと思うのであります。

急ぐのあまり、いたずらに無修正のままこれを呑呑せられることを望むものではないのであります、技術的に許すことができますならば、これについてはある程度の修正をも御考慮いただきたいと思うのであります。この公演においては漁民の言わんとするところは言い盡されたようであります。いずれも真摯なる叫びであります。私も続いて二、三のこと申し込み上げて御審議の参考に資したいと存じます。

幅に違い、いずれも発言し、いずれも意見を徴すると、いうようなことは、実際会議を行つても行えるものではない。代議制度の妙はその意見を集め約するにあるのでありますから、これは何人以上には五十人でなければならない、ということではなく、協同組合の組合員の員数に比例して妥当な、会議を支障なく運営するように、円滑ならしめるような数が適当ではないかと考えられるのであります。また、生産組

い。 次に、私は、先ほど來皆業方の希望で立てる。私の生れは千葉縣の大原町であります。私どもの方で、今まで加工組合も漁業組合に入つて非常にうまくその組合を運営して行つた例があります。たまくこれを忌避するのであります。たまくこれを忌避して組合員として加入させなかつたというときには、あまりおもしろくない例がありますが、お互いに手を取りつて包含して行けば必ずうまく行くであります。従つて、これをあまりにも狭い地区にまで適用されることになる、将来そこに相反対して来る傾きがあるのではないか。この点はぜひ賢明なる委員の皆さんに御考慮を願いた

いかと憂るものであります。以上私はかいつまんで申し上げましたが、現在の漁民は本案の成立を喜びますが、漁業法の未提案ということを非常に不満に思い、落胆しているものでありますから、ぜひこの問題を考慮に入れられて、一日も早く皆様方のお力をもつて、私どもが安心するようこの法案の御提出及び御審議を願いたいと思います。

以上をもちまして私の公述を終ります。

○西村委員長　最後に米澤勇君の公述を求めます。

○米澤公述人　私北海道水産業会の常務理事米澤勇であります。

また私どもがこの漁業協同組合法について案じるのは、まず第一に農村における農村の画期的な農地制度の改革は農業協同組合法案と並行して行われたのであります。この漁業協同組合法に先行すべきはずの漁業制度の改革があとまわしになるということは、何としても跛行的な連関關係であり、このことを私どもはまことに遺憾に思ひます。しかし現下の情勢とかいろいろの條件等を考えますと、私どもはまずこの矛盾というものを克服して、この至らざるところをわれらの自覚によつて漁村の民主化に先行して改訂する、かような考になつて行かざるを得ない

組合の漁業権の所有の点であります。漁業協同組合は同時に漁業権を平等に保有することができるというこの一点、かくすることこそ眞に漁民が漁業協同組合を通じて、この法律を通じて経済的地位が向上保障せられるといふことにもなるのであります。また同時に税金の軽減であるとか、あるいは資材、資金の融通であるとかいう点がありましても、私どもは特殊な条件のもとに置かれる特定の人格を有するものになり下るというのではありません。漁民が漁業権を有するのは当然の権利であります。もちろん現在の漁業権を平等に保有するという点については、

合は二つで、いろいろの御意見もありますが、漁業権付與については、今までの漁業法では、もし漁業権を付與する希望の者が多数の場合、生産組合がこれに優先するという條件があるということがありますと、いろいろ生産組合について、何かと経済的な特權を付與すべきだというような意見もあるようですが、ありましたたが、場合によつてはむしろ生産組合が一部の從來の資本家にならざる緣故によつて、情実によつて、そういう周囲の者どもと同様のために、これを悪用せられるおそれがあるのではないかといふ点も懸念せられますが、これらに対する一つの防止の方法等も考える必要でないかと

のありました通り、員外の役員といふことは絶対にのけてもらわなければならぬ。他から入つた役員といふのは、申し上げるのもどうかと思いますが、官吏の舌手か、あるいは何か押しつけむことをもらうような傾きがあるのです。のみならず、地方におきましては、一つのボス的人物がその中に入つて來まして、かえつて組合を悪く指導するというような例もたまく見受けられます。この問題はぜひ御考

私どもの希望しておりました水産業協同組合法案が今回國会に上程されまして、その審議の途上これが公聽会を開かれまして、私参画のできましたことをまことに喜びとするものであります。私どもが本案にまず期待いたしましたものが何であるかと申しますと、まず第一にこの法律によつてわれく漁民の經濟的、社會的地位の向上が保障されること、またこれによつて漁村の民主化が促進されること等であります。

ことを遺憾とするものであります。が  
ような条件のもとにこの水産業協同組  
合法を審議するのでありますから、ま  
ことにむりな条件でありますけれど  
も、現下の漁村の実情からながめます  
ときには、この困難である窮迫時代をこ  
のまま見過すことはたして妥当か  
どうか、かようなことを考えますと、  
ともかくこの水産業協同組合の成立に  
対しては各委員の甚大なるところの努  
力をお願いしたいと思うのであります。  
しかしながら私がほんとはござれど

考を要する事じとあらうと思ひのやうであります。  
またいろへ論議せられておるうち  
に縦代の数の点等にも言及されておる  
のであります。これは私どもはかよ  
うに考えたい。二百名以上の組合の場合  
合、五十名の縦代がなければならない  
といふことは常識的考えてどうであ  
るか、いわゆる代議制の妙諦はそのす  
べての意思を集約することにあるので  
はないか。たとえば会議を開きまして

思うのであります。いろいろ御意見が多種多様であります。員外理事の問題等のこときは、協同組合の成長の度合いにおいてその組織のいかんによって、漁民各自からの自覚によつて決定されるべきものでありますので、むしろ場合によつてはかような制度を設けておくことも必要ではないかと思うのであります。連合会を設けることはよろしい。しかし私の懸念する点は、この法律をつくつて、その法律がわれわ

実際問題といたしまして、はたしてこの協同組合連合会が信用事業と経済事業を分離して、信用事業だけの連合会が成立つかということあります。私は北海道の水産業会の、しかもこの方面のことを担当しております。しかしもし現在の北海道における連合会ができたといたしましても、おそらくこれは成立つことはないであります。かようなことになりますと、そういう法律は社会情勢、経済情勢に先行してつくることはいいのでありますけれども、全然これが当てはまらないものをつくるということでありましたらどうであります。これは他にいろ／＼な事情もございましようが、やはり現在の場合、経済事業に信用事業を附帯せしめる以外に協同組合の行き方はないであります。連合会の数の制限、これらについても実際現在の北海道でありますたら、三百以上になるでしょう。これは実際の問題であります。でありますからこの数の制限等は、私はあえて設ける必要はないと思うのであります。

て、その公聴会のすべてが取上げられるという例が少いのです。この委員會の開催にあたりまして、委員長より御懇切なる趣旨の御開陳がありましたが、私どもは今この法案がいかなる状態に置かれてあるか、今期國会をよほど努力でなければおそらく通過するかしないかというその帰趨を見定めることも困難ではないかと思うのであります。しかも公聴会においては相当の修正意見も出ておりますので、技術的にもなか／＼困難であるとは存じますが、われ／＼の意見をどうか高閣に束ねることなく、この意見をよく取捨選択いたしまして、本案をある程度すみやかに修正し、眞に漁民の民主化のためにこの法案が一日も早く成立されるよう御努力を願いまして、私の公述は終りといたしたいと思います。

で從事する組合員の有する出資口数の半ば以上という、この点も具体的にどこまで引下げるという意見は今持つております。これは私の方で漁業会自営——そまんが、この点を私は三分の一から二番模範的自営をやつてしまで緩和していただきたいと思います。それで私がこの点も具体的に調べました結果、この條件に当てはめてみると、従業員の株数は五分の一しかない。これはその倍くらいはあるところがあるのですが、そこは現実的に調べました結果、この條件に当てはめますと、従業員の株数は五分の一しかない。これはそのまま施行され、また漁業法が傳えられるよう改正されれば、せつかり十年ほど漁業經營としてなり立つて來たのが、資本会社という形に改組するか、あるいはどこかの漁業資本家の支配になるか、そういうような状態になるので、この点をお願いしたわけであります。それから出資額だけではなくしに構成員過半数を包含すると思うと、この人数も具体的に過半数を三分の一にするか、そういうことは今はつきり自信を持つて申し上げかねますが、要するに組合の人数と従業員の有する出資口数を過半数よりもさらに引下げていただければ、漁業協同組合の自営ということが可能である、そういうようなことがほかにもたくさん例があるのでないかと思いま

○鈴木(喜)委員 御意見はわかりました、ただ組合員の営む漁業に従事する者、こうした人たちの数を制限しませんと、いわゆる漁業協同組合が、組合員に協同で漁業を営むしめるというねらいから、この事業は組合で經營すれば相当収益があるから、從事する組合員は少くとも、他から多數の漁民を雇い入れて来てそうして組合の自営でこれをを行うという、いわゆる株式会社的な非協同組合的な方向へ曲つて行くおそれがありはせぬか、そういう組合の営む漁業に従事するという場合を建前として、あくまで組合員が出資者でもあれば從業員でもあるといふ、眞の協同生産の建前で行くべきではないか、こういう考え方を持つのですが、一面御趣旨のように、なありますが、たけそいう制限を撤廃して、協同組合が活発にあらゆる漁業を自営できるようという御趣旨は了承できるわけであります。

662

加えますが、組合が自営する場合はから従業員を雇つて来る、これは非常に反対です。この第十七條の六号はこれ以上引上げられても私は一向さしつかえないと思うのです。ただ繰返しますが、定額漁業で私の方は多くて五十五人ですが、自営をやつておる所、あるいは非常に模範的な漁場を持つておるものは五十人くらいですが、そうすると百人以上の組合員があれば自営できなと思うのです。現実にそこの部落あるいは島その他には、二百人ないし三百人組合員があるのです。このことを申し上げました。

それから業種別の組合は協同組合としていかなるものを考えておるかという御質問ですが、私もできれば業種別がなるべく出ないで、地域で一本にまとまるということを——協同組合は同時に地域組合であるといふ観念を持つてあります。しかし先ほどもちよつと申し上げましたように、非常に漁業の種類の多い漁村があり、従つて非常に規模の小さい漁業から大きい漁業までいろいろな業種があつて、人口一万もあるというような所ですと、それの利害が一致しないで、一緒にしておくためにかえつて紛争が起き、小さい方の漁民の意思は無視される結果がありますので、むしろその小さい方を独立させて、それに外部から上部の連合体なり、あるいは官廳の方からも、明確にその援助の目的を定めてやることが望ましいのじやないか。そうでなくてただ漁業協同組合として一本でやれば、それが大きい人たちの方まで、たとえば資材などもみな行つてしまつて、小さい漁民は無視される結果がありますので、業種別に小さい漁業

者の立場からもつくり得る余地を開いておくことが至当ではないかといふべきであります。決してそれを進めることはあります。鈴木(鶴見)委員 市町村または特別区の地域を越えた業種別協同組合を持つことの可否についての御意見を伺いたいと思います。

○船山公述人 これも原則論といたましては、一つの町村の中にいろいろな業種別ができるということは望まらない。業種別というのは数箇町村にわたる比較的大きい業種にだけ限つすべきである、そういう考えを一般的には持つてゐるわけなのであります。が、先ほどの意見とも関連しますが町村と言いましても、非常に小さい所もあるのですけれども、非常に大きいところもある、人口も一万、部落も十近くにわかれて、片方から片方まで五里もある部落もある、あるいは島々がある。そういうところでは、その町村の中だけでも部落別につくると同時に、業種別につくらなければいけないというような関係もありますので、これも望ましいところではないのです。が、ただそういう道を開いておいていただきたい。そういう意味で修正意見を申し上げたのです。

○川村委員 先ほどあなたの公述の中には、生産組合を単独の組合としてつくらせないで、漁業協同組合の内部機構にして事業をやらせるというような御意見があつたようですが、そうしますと結局協同組合の内部に置いて、協同

○船山公述人　これは第十七條の漁業協同組合の經營をやめるというのか、さもなかつたら漁業は双方で經營してもよいというのですか。ちよつとお伺いいたします。

○浅原公述人　これは資本的という言葉を使つたのであります、沿岸漁業と漁業家と沿岸漁業家の資本的の見解があるは組織的の見解か、これを明らかにされたい、かように考えますから御答弁願います。

○浅原公述人　私は資本的という言葉を使つたのであります、沿岸漁業と漁業家と沿岸漁業家の資本的の見解があるは組織的の見解か、これを明らかにされたい、かように考えますから御答弁願います。

いうものは、農業で申しますと自作農的な立場をとつてゐる漁村の中堅漁民という解釈であります。それからまた資本的漁業者と申しますのは、具体的に申すと大きな定置だとかあるいは機船底引だとかいうような、經營規模が資本的な立場をとつてゐる、こういう意味で申し上げたのであります。

○川村委員 大きな定置と言いましても、これはその地方によつて大分違うのであります。北海道のごときは七千以上も漁業権があつて定置漁業が行なわれているときにおいて、いわゆる現在の協同組合の漁業権の保有からいつて、根つき漁業といふものに制限されている以上は、沿岸漁業の浮魚といいまじようか、これらの魚を漁獲するには、北海道は定置漁業が主たるものであります。これらを資本漁業家と見られた場合におきまして、あなたと私の見解が相当違いますので、大きいところはどの程度の資本でありますか、組織でありますか、これを伺いたいのであります。

○淺原公述人 私はこれを純然たる資本という立場から考へてゐるのではありません。その漁村を構成している此等の問題を論じておるのです。つまりあらゆる面において、経済力においても、また政治力その他一切の組織力においても、非常に強い力を持つてゐる漁業者の組織といふものが漁種別に構成されて行くということは、今度の場合に非常に有利にできている。

こういふことは逆に沿岸漁民のそらう立場をとつてゐる者に対して圧迫を加える結果になる、これを資本的な一つの立場において分離するといふよ

うな形式をとらずに、漁村の協同組合といふ内部の中にこれを包含して、協同組合といふ地域を区域とするところの協同組合の内部においてこれを包含して、そして協同組合の理念に基いてこれが組合調整されて行くような方法をとつて行くようになりたい。こういう考え方を申し上げたのであります。

○石原委員 宮崎さんにお尋ねしたいのですが、私も同感であります。それについても、この全国的な組織というのは、漁業協同組合も、生産組合も、加工組合も、それへ全部打つて一丸としたものであるか、また経済行為も、指導も、信用事業もすべて包括した組織をいうのであるが、この点内容について、あらましを拜聴したいのであります。

○宮崎公述人 私が全國組織を漁民が持たなくちやならぬというのは、たとえは物を買うにいたしまして、漁師といふものは早速その物がほしいわけですから、賣る方にになりますと、必ずしも今賣らなくとも生活には困らない、うんと困るまで待たしておいて高く賣らうということが往々に行われる、また賣る場合におきましても、ちょうど加工業者と漁師の関係を見ればよくわかるのであります、円滑に運ばない。その関係はお互いに加工の施設も持たないし、あるいは資材についての生産の設備も持っていない、こち

んだんなつておるわけあります。むろん経済行為も、信用事業も指導事業も、一切を含めた漁民の全國的な組織がなければ、個々ばかりの組織ではどうしても弱くなる、こういうふうに考えております。

それから加工業その他の点について私はまだ考えておりませんが、漁業協同組合につきましては、少くとも総合的な全國的な連合体がほしい、とうでなければ漁民の力がつかない、こう考えております。

○石原(圓)委員 もう一つお尋ねしたいのです。漁業権を漁業協同組合に與えよということを強く申されたのであります。漁業権の問題は今は法案は出でていないのであります。が、われくは一時も早くこの法案を提出すべく政府に要求をしつつあるのであります。この際漁業権を全部漁業協同組合に與えよというのであるが、その中のたとえは沿岸漁業に属するものであるとか、種々区別があると思ひますが、それに対する大体の御構想を承りたいと思います。

○宮崎公述人 私個人の考え方申し上げますと、漁業権を漁民の團体、いわゆる漁業協同組合に持たせると、個々の漁業権ではなくて、一定の漁場を漁業権として考えたいのです。そうしてこの一定の漁場というのは、沿岸何里といふことまではまだ具体的には考えておりませんが、一定の漁場を漁民の團体にやります。新しい漁業法によりますと、仄聞しますに、個々の經營者にやるということがなつております。また現在の漁業会が不在地主的な存在になつておるから、けしからぬといふことも申してお

りますが、私は漁民の團体に與えると、いうことは、必ずしも不在地主的な存

在になるのではないかと思います。む

りをもつて、経営者に對して発言権が非常に増大する。新らしい漁業法のように、經營者が来て、そこで漁業権も持つてやるということになると、どんなことをそこでやられて

も、漁民は指をくわえて見ていなければならぬ。ところがこの所有権を海岸漁民が持つておりますれば、賃貸料をとらなくとも私はけつこうだと思いま

す。この漁場については、自分が經營しようとする他の人に經營させようと、その經營條件なり、あるいはその村の漁民の生活條件、あるいは労働條件なりについて、大きな發言権を私は得られると思います。そういう意味からどうしても漁業権は漁民の團体が括して持つ必要がある。こういうことを私は考えております。

○石原(圓)委員 もう一つ聽きたいのは、山口明則君も大連合会を組織せよという御主張があつたのであります。これはやはり宮崎君と同様の内容を持つものか、違つておれば違つておる点を答弁願いたいのであります。

○山口(明)公述人 私の意見といたしましては、漁業と加工とは——相克離擡するものはございませんけれども、業態自体の性質上、加工は加工だけの中央あるいは全國的な連合会をもつて進む、漁業は漁業だけの連合会をもつて進む、なおその上に必要がござりますれば、加工と漁業との協議会といふものを設けて、その連絡あるいは

調整をはかつて行きたい、こういうよ

うに考えるのでござります。

○西村委員長 これをもつて二十二日及び本日の両日にわたる水産委員会公聴会を終るにあたり、委員長として委員会を代表いたしまして、長時間にわたりて御熱心に、しかも御活発に御意見を開陳せられました公述人各位に対し、深甚の謝意を表します。

午後五時八分散会  
ではこれをもつて散会いたします。

昭和二十四年一月七日開局

昭和二十四年一月八日終了